

改正
日本商法註釋

附現行破産法 改正商法施行法

法學博士
鳩山和夫先生校閲
東京法學院卒業
三輪富十著

東京書肆

發行所
小林仙鶴堂
發行所
榊原文盛堂

035004-000-2

特16-868

改正日本商法註釋

三輪 富十 / 著

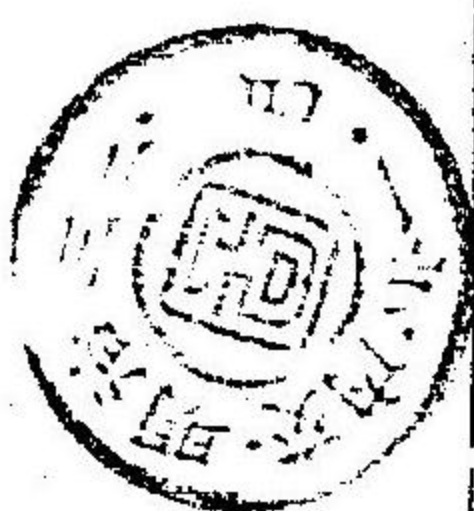
M32

BBO-0129



特16
868

法學博士
パリストル
東京法學院卒業
鳩山和夫先生校閲
三輪富十著



改正日本商法註釋

附現行破産法 改正商法施行法

東京書肆

發行所 小林仙鶴堂
發行所 柳原文盛堂

凡例

一本書ノ目的ハ改正商法典ノ大意ヲ逐條的ニ解説シ以テ讀者ヲシテ其大要ヲ知ラシムルニ在リトス

一法文ノ意義ヲ解説スルニ當リ諸多ノ學說及ヒ立法例等ニ拘泥シ其利害得失ヲ論評スルヲ避ケ專ラ簡明ヲ經トシ實用ヲ緯トシ各條文ノ順序ニ從ヒ之カ解説ヲ試ミ或ハ詳解スルノ要ナキモノハ數ヶ條ヲ併說シ或ハ一讀明瞭ナルモノハ之カ説明ヲ省キタリ

一然レトモ近世ノ法理ハ度外視セス有力ナル學說ハ冷淡視セス直チニ採テ解釋ノ基礎ト爲シ加フルニ可成的平易ニ且短簡ニ各般ノ場合ニ付テ例解ヲ試ミ專ラ讀者ヲシテ本法ノ要義ヲ窺

知セシムルノ一助ニ供シタルモノトス
 一書中特ニ法律語、熟字、格言等ニ付キ一々平假名ヲ附シ以テ通讀
 ニ苦シムモノ、便利ヲ慮カリタリ
 一卷末ニ現行破産法及ヒ改正商法施行法ヲ附録ト爲シタルハ主
 トシテ實際上ノ便益ニ供センカ爲メナリ

于時明治三十二年四月八日

著者識

改正日本商法註釋目次

緒論

第一編 總則

第一章 法例	六
第二章 商人	一〇
第三章 商業登記	一四
第四章 商號	二〇
第五章 商業帳簿	二八
第六章 商業使用人	三三
第七章 代理商	四〇
第二編 會社	四四
第一章 總則	四五
第二章 合名會社	五一
第一節 設立	五一
第二節 會社ノ内部ノ關係	五五
第三節 會社ノ外部ノ關係	六〇

第四節 社員ノ退社	一六五
第五節 解散	一七〇
第六節 清算	一七九
第三章 合資會社	一八九
第四章 株式會社	一九七
第一節 設立	一九七
第二節 株式	一一四
第三節 會社ノ機關	一一二
第一款 株主總會	一一二
第二款 取締役	一一六
第三款 監查役	一三四
第四節 會社ノ計算	一四〇
第五節 社債	一四七
第六節 定款ノ變更	一五三
第七節 解散	一五九
第八節 清算	一六一
第五章 株式合資會社	一六六
第六章 外國會社	一七七

第七章 罰則	一八一
--------	-----

第三編 商行為

第一章 總則	一八六
第二章 買賣	二〇一
第三章 交互計算	二〇四
第四章 匿名組合	二〇八
第五章 仲立營業	二一二
第六章 問屋營業	二一五
第七章 運送取扱營業	二一九
第八章 運送營業	二二五
第一節 物品運送	二二五
第二節 旅客運送	二三五
第九章 寄託	二三七
第一節 總則	二三七
第二節 倉庫營業	二四一
第十章 保險	二五五
第一節 損害保險	二五七
第一款 總則	二五七

第二章 火災保險.....二七九

第三款 運送營業.....二八二

第二節 生命保險.....二八五

第四章 手形.....二九三

第一章 總則.....二九五

第二章 為替手形.....三〇二

第一節 振出.....三〇五

第二節 裏書.....三一二

第三節 引受.....三一七

第四節 擔保ノ請求.....三二五

第五節 支拂.....三三〇

第六節 償還ノ請求.....三三三

第七節 保證.....三三九

第八節 參加.....三四一

第一款 參加引受.....三四一

第二款 參加支拂.....三四五

第九節 拒絕證書.....三四九

第十節 為替手形ノ複本及ヒ膠本.....三五二

第三章 約束手形.....三五九

第四章 小切手.....三六三

第五編 海商.....三六九

第一章 船舶及ヒ船舶所有者.....三七〇

第二章 船員.....三八四

第一節 船長.....三九四

第二節 海員.....三九九

第三章 運送.....四〇九

第一節 物品運送.....四〇九

第一款 總則.....四〇九

第二款 船荷證券.....四三一

第二節 旅客運送.....四三七

第四章 海損.....四四二

第五章 保險.....四五二

第六章 船舶債權者.....四七二

附錄 破産法

第二編 破産.....四八三

第一章 破産宣告 四八三

第二章 破産ノ効力 四九六

第三章 別除權 五〇五

第四章 保全處分 五〇七

第五章 財團ノ管理及ト換價 五一二

第六章 債權者 五二七

 第一節 債權ノ届出及ヒ確定 五二七

 第二節 特種ノ債權者 五三四

 第三節 債權者集會 五三八

第七章 協諾契約 五四二

第八章 配當 五四九

第九章 有罪破産 五五三

第十章 破産ヨリ生スル身上ノ結果 五五七

第十一章 支拂猶豫 五六二

改正商法施行法 五七一

目次終

改正商法註釋

法學博士
パリストル

鳩山和夫先生校閱

三輪富十著

緒論

商法は私法の一部にして民法の次に位する所の一大法典なり而して多數學者の説に依れば民法は普通私法の原則を規定し商法は民法の原則に對する例外の規定なりと謂へり故に商法は商事に關する特別法たるの性質を有する者なること蓋し疑なし殊に商法の何たるを知らんとせば管に民法と商法との關係のみを知るを以て足れりとせず更に進んで商業發達の一般をも知らざる可らず

古へは洋の東西を問はず人種の如何を論せず人類は山野に出ては禽獸を狩獵し河海に出ては魚貝を捕漁し以て僅かに其繼命を維持したるに過ぎざりき後社會稍や進歩の萌芽を生し各人牧畜の必要を悟り所謂人類は水草を逐ふて移轉したるの時代に在りても各人未だ商業に着眼したることなかりし降て社會漸く進歩し人事繁劇となり各自分業の必要を認むるや農業と工業との間に一大區別を生し各其

職を異にするに至れり此時代に於ては農業者は農事に忙はしく工業者は工事に追はれ相互に往來して
彼我の物品を交換するの邊わらざりき是に於て平其物品の交換に關して營業とする一種の階級即ち商
業發達の萌芽を生するに至れり然るに當時は封建制度の然らしむる所として戰爭を業務とする即ち士
の階級は社會の最も上流に位し農の階級之に次ぎ、工商の階級は最も下流に位し殆んど士農の機械と
同一視せられたるの風習なりし宜なるかな士、農、工、商なる語は東洋諸國に通して一般に行はれ從て
現今の如く商業發達せず又商事に關する法規の見る可き者なかりしなり是れ獨り東洋諸國に於てのみ
然るにわらず歐洲諸國に於ても近世に至る迄は商業を蔑視したるの風習は史籍に徴して明かなり看よ
古の羅馬を看よ武國の風習とは云へ商業を蔑視し甚たしきに至ては商業は奴隸の營む可き者なりと謂
ひ商人と謂へは奴隸の如く奴隸と謂へは商人の如く看做したりし者多かりしにわらずや又看よ古の希
臘を看よ世の風潮に馳せ文學武術は之を尊重したるに拘はらず商業は卑賤の業として之を疎したるに
わらずや斯の加く商業か社會より擯斥せられたるの時代に在りては天下有爲の士は之に着眼するとな
く爲めに商業の發達進步の遅々たりしは數の免かれざりし所と謂はざる可らず

然れども社會は何時までも幼稚なる者にわらず猫の子も鼠を捕獲するに至る商業豈に發達せざるの理
なからんや果して然らば世界に於て何れの國か最も早く發達したるやと云ふに史家の證明する所に據

ればフオニシアを以て嚆矢となすフオニシアは地中海沿岸の地にしてカルセーシ、希臘の諸島及びシ
ドンマイル、アレキサンドリアロード嶋等往々貿易せりと云ふ之に亞々者を亞刺比亞の隊商とす即ち
隊商は夙に印度の産物を歐洲に輸送するの業を營みたる者にして是亦歴史上之を窺知するに難からざ
るなり中世に於ては歐洲諸邦は諸侯各所に割據し互に戰爭を事とし人民一日も其堵に安んぜず所謂腥
風血雨の時代なりき故に富者は正金を匿し可成的其主君に徵收せられざらんことを欲したるを以て會
て隆盛なりし商業も一時黒雲に蔽はれ爲めに金融益々必迫し商業不振の狀況に陥りたり然れども黒雲
は何時までも一所に止まる可き者に非らず黒雲去れば太陽四海を照す第十六世紀に至り亞米利加大陸
の發見あるや再び商業發達の原因となり又印度との海商盛に開け加ふるに歐洲に於ては雲の如く起り
し内亂息み王權隆盛と爲るや歐洲人士をして土着生産の念を増さしめ次て伊多利の諸市府の發達とな
り爾來一雨は一雨毎に商業隆盛の時代に進みたり

近世に至りては文明の利器たる鐵道電信電話の發明ありて以來商業發達の最大原因たる交通、運輸の
便を開き、工學の進歩に隨伴して諸器械の發明は生産に大なる動力を與へ各國共に商業に意を用ゐ互
に機先を制し以て商業上の覇權を握保せんと欲する者の如し是に於て乎歐米諸邦に於ては夙に商業の
進歩を圖ると同時に商戰より生する諸般の惡弊を防止するの目的を以て商事に關する諸法令は勿論特

に商法なる一大法典を編制するに至りたり然らば諸國に於ける立法例如何とは從て惹起する問題なりと雖も若し斯る問題に付て之を論究するときは單に此事項のみにては尙ほ一大冊子を爲すに至るの虞れあり故に茲には之を省き以下少しく本邦の商法編纂に關する發達に付てのみ之を概論せん抑も本邦は古は農業を以て建國の基礎となしたりと雖も一朝米使ペルリの浦賀に來港するや茲に鎖國的蠻夢は打破せられ開國進取の國是となり爾來各國と相交はり彼我の有無相交換するや商業發達の上に一大力を興ふるに至れり是に於て平商法制定の必要を生し明治十四年四月太政官法制局は獨逸人ヘルマン、ロヌスレル氏に命し商法草案を起稿せしめ之れと同時に商法編纂委員を置きたり後一時之を廢止したりと雖も是れ本邦に於ける商法々典編纂に關する嚆矢にして歴史上特筆大書す可き点なりとす後に政府は商業社會の必要に鑑み會社條例及び破産條例を制定せんと欲し其編纂委員の任命を爲したりと雖も是亦幾何もなくして廢止せられたるや再び商法編纂委員を置き以て草案の編纂に従事せしめたり爾來委員諸氏は苦心經營の未漸く編纂を終はり明治二十二年三月之を發布し將に翌二十三年一月一日より實施すべかりしに拘はらず俄然一波起りて萬波を生し學者は近世の學理を度外視せりと論破し實際家は現今の商業會社に適合せずと攻撃し論破攻撃遂に輿論の勢力となり委員諸氏の金個玉條なりと認めたる舊商法典は第一帝國議會に於て明治二十五年十二月三十一日まで延期す可き

ことゝ爲り後又第三帝國議會に於て完全なる修正を爲さしむるの必要上よりして更に全二十九年十二月三十一日まで延期すべしとの議案通過しぬ然るに時の政府は商法中緊急を要す可き者即ち會社手形破産に關する部分は現今の商業社會に於ては寸時も缺く可らざる者と認め之に多少の修正を加へたる後第五帝國議會に提出するや直ちに可決となり發布となり終に實施せられたりしと雖も今や改正商法の實施と共に破産を除くの外は其効力を失ふに至れり夫れ斯の如く舊商法典は輿論の攻撃を招きたるを以て爾來法典調査會は銳意熱心には是非曲直を調査し一方に於ては本邦古來の慣習を基礎とし他方に於ては歐米諸邦の新原理を採用し偏せず黨せず至適の修正を爲し之を第十二帝國議會に提出したり然るに不幸にして議會の解散と爲りたるを以て通過せざりし故に政府は多少の修正を加へ再び之を第十三帝國議會に提出するや恰も長江大河を決するか如き勢を以て茲に兩院を通過し今や商法は民法に次く所の一大法典として發布せられたり

第一編 總則

本編は商法々典全部に通ずる事項即ち各種の商行為及び商人に通して適用することを得べき規定なり詳言すれば本編は之を別て七章となし第一章を法例、第二章を商人、第三章を商業登記、第四章を商

號、第五章を商業帳簿、第六章を商業使用人、第七章を代理商と謂ふ、而して此編は條文を以て數ふれば僅々第一條乃至第四十八條の規定に過ぎずと雖も適用の區域極めて廣きが故に他に特別の規定なき以上は第二編會社、第三編商行爲、第四編手形、第五編海商等に通用することを得べし是れ會社商行爲、及び手形、海商の各編は商法の一部たるを以てなり

第一章 法 例

本章は商事に關する特別法規の適用方法に付て規定す抑も商法は商事一般に通する一大法典なりと雖も商法の規定は未だ以て商事の全体を盡せりと稱することを得ず何となれば本法に規定したる通則の適用として一種の商部類に屬する細則を發布するか如き場合あり例へは商法に於て總ての商事に關する通則を設けたるに拘らず商法施行法第七條に「商法第八條に定めたる小商人の範圍は勅令を以て之を定む」と規定したるか如き或は本法に於て總ての會社に關する規定を設けたるに拘らず會社の一種たる銀行の爲めに更に銀行條例なる特別法を設くるか如き是なり是れ本章に於て商事に關する特別なる法規の適用方法を規定する所以なり

茲に注目すべきの要点あり本章は何か故に法例と題したるかと云ふに他なし既に説明せし如く本編は

題するに「總則」なる名稱を附したる結果其中の一章として更に總則なる名稱を附するは法典の體裁を失するの甚しき者なれば本章は現行刑法の例に倣ひ總則と題せずして法例と題したり況んや法律上の一般熟語より謂ふも法例なる語は法律の適用てふ意義に使用せらるゝに於てをや

第一條 商事ニ關シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス

(註解) 本條は民法と商法との關係を規定したるものなり元來民法及び商法は主として私法的關係を規定したるの点は同一なりと雖も唯民法は普通私法の原則を定め商法は特別の事項並に特別の人に對する法律なるに過ぎず左に本條の場合を分拆すれば即ち

- 第一 商事に關して本法に規定ある者は本法の規定を適用すること
- 第二 若し本法を適用すること能はざる場合即ち本法に何等の定めなきときは商事の慣習法を適用すること
- 第三 若し商事の慣習法を適用すると能はざる場合即ち商慣習法と認むべき者あらざるときは民法の規定を適用せざる可らざること

是なり抑も商事に關する權利義務の關係を定むるに當りては商法に規定ある場合には商法を適用

すへきは勿論商法に何等の定めなき場合に付ては先づ商慣習法に従ひ商慣習法なきときに限り一般私法の原則たる民法を適用すと規定すると管に、實際上の必要に充實するのみならず民法々典を編制したる本旨にも亦た適合する者と謂はざる可らず是れ本條の規定を要する所以なり

法文に所謂「商事」なる文字は極めて漠然たる意義を有し學者の定説も曖昧にして未だ以て一に歸せざる者の如し故に歐洲諸國の商法々典に於ても之か定義を掲けたる者あるを聞かず然るに我舊商法典は第三條に於て堂々之か定義を下したるも固より完全なる定義にあらざりしを以て學者の攻撃を免かれざりき茲に於て平新商法は舊夢攪醒し歐洲諸邦の立法例に倣ひ單に「商事に關し」云々と規定し其之か定義の如きは各々學者の定義に一任したるは立法上其當を得たる者と謂ふへし又法文に所謂「商慣習法」とは商慣習か既に慣習法と認められたる者に限り商慣習に非ざる者を謂ふ

第二條 公法人ノ商行為ニ付テハ法令ニ別段ノ定ナキトキニ限り本法ノ規定ヲ適用ス

(註解) 二本條は公法人か商行為を營む場合に關する規定にして法令に於て別段の規定なき以上は商法の規定を適用せざる可られざる旨を明かにせり凡そ法人には公法人私法人の區別あり公法人と

は國家及び市町村等の類を謂ひ私法人とは銀行會社、取引所の如き類を謂ふ蓋し法人は法律の擬制に依り人に非らざる者を以て人と同一視したる者にして權利義務の主體と爲る者の謂に外ならざるべし(詳細の事は拙著民法義解(上卷第二七、第二八頁參照)而して公法人が商行為を爲すとは國及市町村等の名義を以て商業上の取引を爲す者なり斯の如く公法人と雖ども本條の規定に従ひて商行為を爲すことを得る以上は通常商人の如く商業登記を爲し或は商業帳簿を作成せざる可らざるか如し例へは葉煙草專賣所の如きは公法人か主として商行為を爲す場合の好適例なり

第二條 當事者ノ一方ノ爲メニ商行為タル行為ニ付テハ本法ノ規定ヲ雙方ニ適用ス

(註釋) 本條は當事者の一方の爲のみに對する商行為は本法の規定を當事者双方に適用すへき旨を規定せり法文に所謂「當事者の一方の爲めに商行為たる行為」とは例へは甲なる農夫が自己の所有地より收穫したる芋、大根等を乙なる八百屋に賣り又は酒屋より酒を買ひ、米屋より米を買ふか如きの類を謂ふ而して此場合に於ける甲の行為は純然たる民法上の行為に過ぎざるか如き感なきにあらざると雖も本法は歐洲諸邦多數の立法例に倣ひ「本法の規定を双方に適用す」と規定したるか故例へは前例の場合に於ける甲農夫と乙八百屋との商行為より生したる争又は酒屋より酒を買

求したる者と酒屋との争、米屋より米を買ふたる者と米屋との商行為より生したる争等の場合には商法の規定に従ひて之を處分せざる可らず從て貸金請求の如き純然たる民法上の法律行為に付ては本法の規定に據らずして民法の規定に従はざる可らざるや明かなり

第二章 商人

第四條 本法ニ於テ商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

(註釋) 本條は商人の定義を規定したる者なり舊商法第九條第一項は商人とは總て商業を營む者を謂ひ商業を營むとは常業として商取引を爲すことを謂ふと規定し定義に續て丁寧にも解釋せよと與へられたりと雖も却て法典の體を失するの甚たしき者なれば新商法は「自己の名を以て」の七字を加へ以て本條の如く修正せり之れ近世の法理に適合するの規定と謂はざる可らず佛國商法には商人とは商取引を爲し之を常業と爲す者なりと定め獨逸商法は本法に商人と稱するは營業として商取引を爲す者なりと定義を下せり要するに本法に所謂商人とは第三者の名を以てせず自己の名義を以て商行為を爲すを常業とする者の謂に外ならざるや明なり

第五條 未成年者又ハ妻カ商業ヲ營ムトキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 本條は未成年者又は妻は登記を爲すに非ざれば商業を營むことを得ざる旨を規定す元來未成年者は無能力者にして法定代理人の同意を得ざれば法律行為を爲すことを得ずと雖も一種又は數種の營業を許されたる者は其營業の範圍内に於ては成年者と同一の能力を有する者とす(民法第五條第六條及び拙著民法義解參照) 此民法上の原則は登記を爲すに非ざれば未成年者は獨立又は共同して商業を營むことを得ざるなり

夫れ斯の如く未成年者か法定代理人の許可を得て商業を營む場合に登記を爲すを必要とする以上は無能力の一たる妻か夫の許可を得て商業を營む場合にも亦た登記を必要とするの適理なること敢て喋々を要せざるなり蓋し妻は夫の許可を得るときは獨立して商業を爲すの能力あればなり(民法第十五條及拙著民法義解參照)

第六條 會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ許サレタル未成年者又ハ妻ハ其會社ノ業務ニ關シテハ之ヲ能力者ト看做ス

(註釋) 本條は前條に掲げたる無能力者か會社の無限責任社員たることを許されたる場合に關して定めたる者にして其會社の業務に對しては能力者と看做せり此規定は舊商法中に存せざる所なり

れども既に述べたる如く民法に於て一種又は數種の營業を許されたる未成年者は其營業に關しては成年者と同一の能力を有するものと爲し(民法第六條)又一種又は數種の營業を許されたる妻は其營業に關しては獨立人と同一の能力を有する者(民法第十五條)と爲したる以上は會社の無限責任社員と爲ることを許されたる未成年者又は妻は亦其會社の業務執行に關しては之を能力者と看做すの可なる獨り道理上に於てのみ然るにわらず實際上亦斯く規定せざる可らざるの必要あり是に於て乎新商法は特に本條の規定を設けたり

法文に所謂「無限責任社員」とは會社の債務に對し無限の責任を負擔する者なり

第七條 後見人カ被後見人ノ爲メニ商業ヲ營ムトキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス
後見人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 本條第一項は後見人カ被後見人の爲めに商業を營む場合には登記を爲さざる可らざる旨を規定す抑も後見人は未成年者又は禁治産者の身體を監護し財産を管理し法律行為に付無能力者を代表する者なるか故に被後見人の爲めにも商業を營むことを得べき者と爲さざる可らず例へば父カ拮据經營、風に梳り雨に沐して財産を増殖し漸く世間の信用を博し益々其商業盛大に赴かんと

する商店と雖ども其子の未だ幼稚なる中に一朝父にして死去せんか幼者は商業を營むと能はざるを以て折角其基礎を造りし營業を他人に讓渡さざる可からざるに至る故に法律は斯る場合に於ける救済の爲めに本項の規定を設くるに至れり

第二項は後見人の代理權に加へたる制限の効力如何を定めたるに過ぎず即ち此制限は善意の第三者に對抗することを得ざるも之に反し悪意の第三者には對抗することを得べきなり何となれば一方に於ては善意を以て取引したる第三者を保護し第三者と後見人との商行爲を迅速に行ふことを得るの便宜を與へ他方に於ては悪意の第三者に對抗することを得せしめ以て未成年者の保護を全ふするに外ならざるなり

第八條 戸戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ物ヲ賣買スル者其他小商人ニハ商業登記、商號及ヒ商業帳簿ニ關スル規定ヲ適用セス

(註釋) 本條は小商人に關する規定なり

法文に所謂「戸々に就き又は道路に於て物を賣買する者」とは魚類若くは青物の行商又は露店を設けて果實若くは古道具類を賣る者又は戸々に就き紙屑を買ひ或は空樽、空瓶を買ふか如き者を謂ひ「其他小商人」とは燒芋屋、惣煎餅屋等の如き小賣店を謂ふ要するに以上の小商人は商法の例外

として厳格なる制裁を免かれしめたる即ち本法第三章商業登記、第四章商號、第五章商業帳簿等に關する規定は總て適用せざる者と爲したる者にして實に至當の規定と謂ふべし

第三章 商業登記

第九條 本法ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ハ當事者ノ請求ニ因リ其營業所ノ裁判所ニ備ヘタル商業登記簿ニ之ヲ登記ス

(註釋) 本條は登記すへき事項は當事者の請求に因りて登記すへきこと及び其登記を爲すへき登記簿の所在を明言せり而して登記す可き事項は本法は各條に於て之が規定を爲せるか故に茲に一々舉示するの要なし、されば本條に於ては總括的の字句を用ひ、本條の規定に依り登記すへき事項云々と規定したり

次に登記すへき裁判所は何れの地の裁判所なるか例へは住所地の裁判所なるか將た營業所の裁判所なるかどよに前者に非ずして後者にありとす蓋し營業所は商人か商業を營むの本據なれば其營業地の裁判所に於て備へたる商業登記簿に登記すへき者と爲すと法理に適合する者と云はざる可らず是れ本條の規定ある所以なり

第十條 本店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ支店ノ所在地ニ於テモ亦之ヲ登記スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は獨逸新商法に倣ひ實際上の必要に依り規定したる者にして舊商法典に欠けたる所なり抑も本店と支店とある場合に於ては本店の所在地に於て登記すへき事項は支店の所在地に在りても通常亦之を登記すると少からず然れども總ての場合皆然りと稱するを得ず故に本法に別段の定めあるときにのみ限り例外とし別段の定めなきときは本店の所在地に於て登記すへき事項は支店の所在地に於ても亦之を登記することを要する旨を本則と爲さる可らず之れ實際の便宜上極めて必要なる所なり

第十一條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は當事者の請求に依り登記したる事項は裁判所に於て公告せざる可らざる旨を規定せり蓋し商業登記簿に登記せし事項は可成的迅速に且確實に其事實を世人に知らしめ以て商業社會の信用を維持せしめざる可らず、されば法律は單に裁判所をして遲滞なく公告せしむるの義務を負はしめたり然れども公告すへきの期間を明言せざる理由は他なし公告すへき期間の如きは各

地方の状況に依り大に諸般の事情を異にする所あれば其期間に付ては登記を爲したる裁判所に於て遅滞なく適宜に之を定むることを得べし

第十二條 登記スヘキ事項ハ登記及ヒ公告ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス登記及ヒ公告ノ後ト雖モ第三者カ正當ノ事由ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキ亦同シ

(註釋) 本條は登記の効力に關して規定す

凡そ登記は登記す可き事項を一旦登記するときは法律上何人も皆之を知れる者と推定し未だ之を登記せざるときは法律上何人も之を知らざる者と推定す可し公告も亦然り登記と同しく何人にも登記したる事項を知らしむるか爲めに欠く可からざる方法にして實際上第三者カ登記したる事項を知るは公告の力最も多きに居る斯の如く登記及び公告の二者は第三者に對して公示する適當なる唯一の方法なり故に本法は一般公示に關する原則として登記及び公告したる後に非されば之を以て善意にて取引を爲したる第三者に對抗するの効果を生ぜざる者とせり然れども以上の原則をして總ての場合に認むることを得べき者とせんか事實上種々の弊害を生ずる

の恐れなしとせず故に正當の事由に依らずして登記及び公告を知らざりしときは對抗することを得べきも正當の事由に依りて之を知らざりしときは到底之に對抗するの效力を生ぜざること本條前段の規定と同一なり是れ本條後段の規定する所にして前段の原則に對して裏面に例外ありとの義を明かにしたる者とす

第十三條 支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ヲ登記セサリシトキハ前條ノ規定ハ其支店ニ於テ爲シタル取引ニ付テノミ之ヲ適用ス

(註釋) 本條は登記事項に對し本店に於ては登記を爲したるに拘はらず支店に於て登記せざりし場合に於ける制裁を規定したる者にして前條の規定は其支店に於て爲したる取引に付てのみ本條に適用し本店の取引には毫も影響を及ぼさざる者との義に外ならず今多くの場合に對照して考ふるに本店及び支店の所在地に於て登記すべき事項を本店の所在地に於ては適法に之を登記を爲したるも支店の所在地に於ては故意又は過意に依りて往々登記を爲さざるか如きことあり或は本店若くは乙なる支店に於ては適法に登記を爲したる某地に設立せる丙なる支店に於ては之を登記を爲さざる如きと決して稀有の事に非ず是れ本條の如く制裁の胚胎する所以にして即ち登記すべき事

項を登記せざりし他の支店に於て爲したる取引に付てのみ前條の規定を適用するの已むを得ざるなり蓋し登記は直接に一個人の利益のみならず間接に商取引の確實ならんことを欲し且つ商業の發達にも大なる關係を及ぼす者なれば本條の制裁の可なる余の喋々を俟たざる所なり

第十四條 登記ハ其公告ト牴觸スルトキト雖モ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得

(註釋) 本條は登記事項と其登記に基づきて爲したる公告と相牴觸したる場合に關して其効力を規定せり例へは登記吏が故意若くは過失に依りて往々登記事項と牴觸する公告を爲すとあり此場合に於ける登記の効果は裁判所に備付ある登記簿に基づき之を定む可きか將た又公告したる事項に重きを置き以て之を定む可きか之れ大に疑問の存する所なりと雖ども法律は前者に非ずして後者にあることを明言せり夫れ公告は既に説明したるか如く登記したる事項を世人に知らしむるの最良方法なるか故に第三者を保護するには公告に重きを置かざる可らざるか如き感なきに非ず然りと雖ども深思熟考するときは其然らざるを知るに難からず何となれば公告は基礎を登記簿に採りて之を爲す者なれば登記したる事項に對して重きを置くは何人も首肯する所ならん換言すれば登記

は根幹なり公告は枝葉なり苟も枝葉を論せんと欲する者は其根幹を究めざる可らず若し公告を重とし登記を輕しと爲さんか恰も蟬翼を重とし千鈞を輕しと謂ふと何ぞ擇ふ所あらんや從て其輕重の度より觀察するも公告に依らずして登記に信を置かざる可らざるは理の正に然る可き所なり加之實際に徴するも第三者は登記したる事項と公告と相齟齬するとなきや否やを知るの途あり例へは裁判所に出頭し登記簿を閱覽し或は登記簿本の交附を受くるとありと雖ども之に反して當事者間にありては登記事項と公告との間に牴觸を生ずるの途を杜絶する方法なきに因り寧ろ公告よりも登記に重きを置かざるへからず之を以て「本條は第三者に對抗するを得」と規定したる者とす

第十五條 登記シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ其事項カ消滅シタルトキハ當事者ハ遲滯ナク變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 本條は登記事項の變更又は消滅に關する規定にして當事者は遲滯なく變更又は消滅の旨を登記せざる可らず所謂「登記事項に變更を生し」とは例へは甲地を以て本店の所在地と定め其旨の登記を受けたるに更に乙地を以て本店の所在地となし其登記を受くるの類を謂ひ「其事項カ消

滅したるものと」とは既に登記したる本店破産し營業を廢止したるか如きの類を謂ふ即ち此の如き場合に在ては當事者は遲滞なく登記事項の變更又は其消滅の旨を登記せざるへからざる者とす

第四章 商 號

(總説) 本章は商人が商業上自己を表示する爲めに必要なる名稱即ち商號に關する規定なり抑も商業あれは商號なかる可らざるは取引上必然の勢にして諸國法典に於ても之か規定を爲さざる者殆んど稀なり然りと雖も國々の状態に依り各々其規定を異にするか故に同一に論ずるを得ず茲に商號に關する諸國の立法例を擧ぐれば第一會社の商號にのみ關して綿密なる規定を設け各個人に關しては何等の規定を爲さざるの主義(歐洲諸邦に於ける多數の立法例)第二商號に關して一般に詳細なる規定を爲し會社の商號と個人の商號との間に毫も區別を設けざるの主義(獨逸商法、我舊商法及び本法の規定)是なり而して本邦にては新商法を起草するに當り商法中に関する規定を設くるの可否に付き立法者間に種々の議論ありたり其之を否とする者の曰く本法に商號に關する規定を設くるは今日の急務に非ざるは勿論舊商法の規定の如き者を実施するに至らば商人間の德義心を打破し却て豫想外の結果を惹起するの懼れあり故に舊商法中に規定したる商號

に關する規定は全然之を刪除し商慣習に一任するの優れるに如かずと然れども此説未だ以て正當なりと稱することを得ず是に於て平法典調査會は之か規定を商法中に存するの可否を全國各地に散在する所の商業會議所に諮問したるに其申答中の多數は商法中に商號に關する規定の可なる所以を以てせり、されば法典調査會は或論者の説を排斥し近世の立法例に倣ひ以て本章の規定を爲せり蓋し商人間に於ける商號は貴重にして相互に之を侵すことを許すべからざるは何國と雖も之を悟る現に商家の盛衰に付て觀察するも名譽あり信用あるの商號は致富の原因となるにあらざるは商業社會に所謂商號は恰も國家に於ける國旗の如く國旗を蔑視するの行爲は國家に對して汚辱を與へ商號を汚辱するの行爲は其商人を侮蔑し遂には其商人の名譽と信用とを害するに至る斯の如く商業と商號とは相互に密接の關係を有する者なれば本章を設くるの可なる決して偶然に非らざるなり

第十六條 商人ハ其氏、氏名其他ノ名稱ヲ以テ商號ト爲スコトヲ得

(註釋) 本條は一般の商號に關して規定す商號とは本條に規定する如く營業者の氏又は氏名其他の名稱即ち屋號の如きものにして營業者の標章とも稱す可き者なり例へば料理商の松田(氏)に於ける賣藥商の岸田吟香(氏名)に於ける呉服商の白木屋、伊勢屋(屋號)等に於けるか如し故に商人に

商號の必要なるは猶ほ商品の商標あるか如く即ち商號は商人の名譽と信用とを表示する者なり然りと雖ども商號は商標に非らず詳言すれば商號と商標とは純然たる區別あるのみならず法律上亦其適用を異にする者にして商標は特別法規たる商標條例に従ひ商號は本條以下第二十四條の規定に従はざる可らざる者とす

第十七條 會社ノ商號中ニハ其種類ニ從ヒ合名會社、合資會社、株式會社又ハ株式合資會社ナル文字ヲ用ユルコトヲ要ス

(註釋) 本條は會社の商號に關する規定にして商號の種類に従ひて合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社なる文字を附せざる可からざる者とせり例へは合名會社三井物産商會、合資會社田中銀行、株式會社第百銀行、株式合資會社三菱石炭店等の名稱を附するか如きを謂ふ而して合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の何たることは次編に於て之か説明を譲り茲に喋々せざるなり

第十八條 會社ニ非スシテ商號中ニ會社タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ユルコトヲ得ス會社ノ營業ヲ讓受ケタルトキト雖モ亦同シ

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

(註釋) 本條は會社の商號に付て制裁を規定したる者なり

夫れ會社は何れの種類に屬するを問はず二人以上の人を以て組織する者なれば單に一人にて爲す營業よりは社會に信用を博すると甚だ多し想ふに一人の資産より數人の資産を合せたる會社の財産は概ね巨大なればなり然るに會社に非ずして商號中に猶ほ會社たることを表示し純然たる會社に對する信用と名譽とを博せんとするは恰も羊頭を掲げて狗肉を賣らんと欲するの類に異ならず法律豈に之を等閑に附し去るを得んや之れ本條第一項前段の規定ある所以にして即ち會社に非らずして商號中に會社たることを示すへき文字を使用することを禁止し以て會社の商號を保護するに至れり又會社の營業を讓受けたる場合と雖ども法理上前段の規定と異なる所なければ本條第一項後段は會社の營業を讓受けたるときと雖ども亦同じと規定したり要するに此規定は從來の會社のみに限らず將來の會社に對しても適用すへきものなれば所謂經過法たるの性質を有する者とす

第二項は他なし第一項に掲けたる制裁に違反したる者は五圓以上五十圓以下の範圍内に於て過料に處すへき者と爲したるに過ぎず

第十九條 他人カ登記シタル商號ハ同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲メニ之

ヲ登記スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は商號保護に關する規定なり既に述べたる如く商業社會に於ける商號の貴重なる國家に於ける國旗の如き者なれば之か保護に關して至當の規定なかる可らず例へば藥舖守田治兵衛が甲地に於て寶丹の營業に付き登記を爲したるに拘らず他に藥舖守田治兵衛なる人ありて其地に來りて寶丹の營業に付き登記を爲すことを得る者とせんか後なる守田治兵衛は先なる守田治兵衛の營業に對して直接間接に大なる不利益を興ふるのみならず互に商號の侵害と爲り種々の取引上不便尠なしとせず故に一旦他人か登記したる商號は其者と同一の市町村内に於て同一の營業の爲めに之が登記を爲すことを禁止するは商號保護の爲めに當然の規定と謂はざるを得ず現に舊商法(第二十五條第一項及第二十六條是なり)に於ても殆んど本條に類似の規定ありたりと雖ども漠然たるの嫌あるを以て改正商法は本條の如く規定したる者とす

第二十條 商號ノ登記ヲ爲シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商號ヲ使用スル者ニ對シテ其使用ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得但損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲メニ他人ノ登記シタル商號ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト指定ス

(註釋) 本條も前條と同じく商號保護に關する規定なり

商號の登記を爲したる者は之か爲め獨專の權利を得べき者なれば不正の競争の目的を以てする同一又は類似の商號を使用する者に對して至當の救濟權なかる可らず其救濟權とは第一不正の競争の目的を以てする同一の商號及び類似の商號を使用する者に對して其使用を差止む可きことを請求するを得べし第二若し損害あるときは其賠償の請求を爲すを得べきこと是れ本條第一項の規定する所なり

第二項に所謂「不正の競争の目的を以て之を使用するもの」とは例へば新橋に花月樓なる料理店あり其聲價の著大なるか爲め該樓と競争せんと目的にて其近傍に花月樓なる料理店を開くか如きは即ち不正の競争の目的を以て他人の登記したる商號を使用したる者と推定すべき者とす從て同一の市町村内に於て同一の營業の爲めに非らずして他人の登記したる商號と同一の登記を爲すと雖ども決して不正の競争の目的を以て之を使用する者なりと推定するを得ず例へば料理店花月樓と同町に花月樓なる旅人宿業を開くと雖ども余は法律上其使用に對して差止の請求を爲すを得

ざる者なりと信ず

第二十一條 商號ノ讓渡ハ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は商號の讓渡が第三者に對抗するの効果を生ずるに登記すべき旨を明かにしたるに過ぎず再言すれば商號の讓渡は一旦登記を爲したるときは讓渡は一方に於ては當事者間に其効果を發生し他方に於ては第三者に對抗することを得るの効果を發生するものとす

第二十二條 商號ト共ニ營業ヲ讓渡シタル場合ニ於テ當事者カ別段ノ意思ヲ表示セサリシトキハ讓渡人ニ同市町村内ニ於テ二十年間同一ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス

讓渡人カ同一ノ營業ヲ爲ササル特約ヲ爲シタルトキハ其特約ハ同府縣内且三十年ヲ超エサル範圍内ニ於テノミ其效力ヲ有ス

讓渡人ハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一ノ營業ヲ爲

スコトヲ得ス

(註釋) 本條は商號と共に營業を讓渡したる場合に於ける時効を規定したる者にして此場合には別て二と爲す一は當事者カ別段の意思表示を爲さざる場合一は讓渡人カ同一の營業を爲さざりし旨を特約したる場合是なり詳言すれば當事者カ別段の意思を表示せず自己の商號と共に其營業迄も讓渡したる者は讓受けたる者と同一の市町村内に於て二十年間は同一の營業を爲すことを得ず之に反して讓渡したる者カ同一の營業を爲さざる特約を取結ひたるときは讓受けたる者と同一の府縣内に於ては三十年間其特約の效力を保持するか故に同一の營業を爲すことを得ず然れども讓渡人カ不正の競争の目的を以て商業を營まんとする場合には本條第一項及び第二項の規定に拘はらず同一の商業を營むことを許さず例へは僅かに數町を隔離せる他の府縣町村に在て不正の目的を以て競争を試みんとするも本條第三項の規定に依り到底同一の營業を爲すことを得ざるなり

第二十三條 前條ノ規定ハ營業ノミヲ讓渡シタル場合ニ之ヲ準用ス

(註釋) 前條は商號と共に其營業を讓渡したる場合に關する規定なるも本條は單に營業のみを讓渡したる場合に關して規定したる者にして此場合には前條の規定を準用すべき旨を明かにせり蓋し

單に營業のみを譲渡す場合は實際上屢々見る所にして之が爲めに生ずる弊害も亦決して稀有の事に非ず從て斯る場合に對しては至當の制裁を設くるの要あり故に不正の競争の目的を以て從來同一の營業を開始したる者には前條の規定を準用すべき者と爲したり

第二十四條 商號ノ登記ヲ爲シタル者カ其商號ヲ廢止シ又ハ之ヲ變更シタル場合ニ於テ其廢止又ハ變更ノ登記ヲ爲ササルトキハ利害關係人ノ其登記ノ抹消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メ異議アラハ其期間内ニ之ヲ申立ツヘキ旨ヲ催告シ若シ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ直チニ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は商號の登記抹消に關して規定す

抑も本法第十五條は登記したる事項に變更を生し又は其事項が消滅したるときは當事者は遲滞なく變更又は消滅の登記を爲すことを要すと規定したる以上は當事者は同條の規定に從はざる可からざるは疑なき所なり然りと雖とも當事者は往々過失に依りて其變更又は消滅の登記を爲さざる

か如きことあり然るに既に登記したる商號は性質上同一の市町村内に於て同一の營業の爲めに他人か之を使用することを得ざるの效力を生ずるものなれば其廢止又は變更の登記の有無遲速は第三者の利害に對して頗る大なる關係を及ぼすや論なし從て假令商號の廢止又は變更の登記を爲さざるは當事者の過失なりとは言へ夫れが爲めに利害關係人に對して不利益を興ふるか如きは法律の期せざる所なり況んや當事者の過失を以て過失なき利害關係人を責むると能はざるに於てをや故に此場合には利害關係人をして其商號の登記を抹消することを得るの途を興へ以て利害關係人を保護したり

第二項の規定は一讀法意を知るに難からざれば特に説明を要せざるなり

第五章 商業帳簿

第二十五條 商人ハ張簿ヲ備ヘ之ニ日日ノ取引其他財産ニ影響ヲ及ボスヘキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス但家事費用ハ一个月毎ニ其總額ヲ記載スルヲ以テ足ル

小賣ノ取引ハ現金賣ト掛賣トヲ分チ日日ノ賣上總額ノミヲ記載スルコトヲ得

(註釋) 本條は商人の商業帳簿を供ふるの義務に付て規定せり而して此帳簿に記載す可き事項は毎日の取引は勿論其他財産に影響を及ぼす可き一切の事柄を整然且明瞭に記載せざる可らず蓋し商業帳簿に右の事項を記載す可きの實益は商人が破産を爲したる場合に帳簿整然且明瞭に記載しあるときは管財人に於て容易に其權利義務を調査することを得又其過怠、詐欺の有無をも知らずることを得べきか故なり然れども家事の費用に付ては商業上の關係を有せざるを以て日々之を詳記するの要なく唯毎月之を一纏めとなし其總額を記入するを以て足れりとす蓋し商業帳簿に家事費用を記載す可き理由は他なし商人が身分相當の暮方を爲すや將た過分の奢侈を極むるやを知らんと欲するにあり若し商人奢侈を極め爲めに破産を爲すに至り又は其債權者に多額の損害を蒙らしむるときは是れ有罪の商人にして所謂有罪破産を以て論せざる可らざるを以てなり

第二項は小賣の取引に關する記載方法を規定せり本來掛賣と現金賣とは大に其性質を異にし掛賣なる者は單に代價を請求するの債權を生ずるのみにして現に金錢を請取らざるを以て後日に至るまで相手方との間に法律上の關係を存する者なり故に現金賣と掛賣とは全然之を區別し日々の賣

上總額のみを記載するの便法を規定したり

第二十六條 動産、不動産、債權、債務其他ノ財産ノ總目錄及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
財産目錄ニハ動産、不動産、債權其他ノ財産ニ其目錄調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は普通の商業帳簿を備ふるの外又別に本條に規定する財産の總目錄及び貸方借方の對照表は商人が營業を開始したる時又は會社なるときは會社設立登記の時及び毎年一回定期の時に於て之を作り以て特別に調製したる帳簿に記載す可き者と爲したるに過ぎず而して本條に所謂「動産、不動産、債權、債務」の何たることは拙著民法義解に於て詳説したるを以て茲に之を説明せず又財産目錄とは商人の所有する總ての財産を記入すへき帳簿を謂ひ貸借對照表とは財産目錄の摘要にして一目瞭然たらしめんか爲め之を表に製したる者を謂ふ

第二項は別に説明するまでもなく財産目錄は其目錄調製の時に於ける價格を附す可きものとなし

たるに過ぎず

第二十七條 年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎配當期ニ前條ノ規定ニ從ヒ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

(註釋) 本條は毎年二回以上利益の配當を爲す會社に關する規定なり故に前條の規定と異ならざるを得ず詳言すれば毎年一回利益の配當を爲す會社に在りては前條の規定に従ひ毎年一回定期の時に於て財産目錄及び貸借對照表を作らしむるを以て足れり之に反して毎年二回以上の利益の配當を爲す會社に在りては其配當毎に前條の規定に従ひて財産目錄及び貸借對照表を作らざる可らざる者とせり要するに利益の配當毎に財産目錄及び貸借對照表を作らしむる所以は他なし損益の計算と帳簿の整理との聯絡を致さしむるの必要に外ならざるなり

第二十八條 商人ハ十年間其商業帳簿及ヒ其營業ニ關スル信書ヲ保存スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ商業帳簿ニ付テハ其帳簿閉鎖ノ時ヨリ之ヲ起算ス

(註釋) 本條は商業帳簿及び其營業上の信書を保存すべき期間に付て規定す抑も商業帳簿を保存せ

しむる所以のものは他なし商人は自己に利益ありと信するときには進んで帳簿を提出するも之に反して自己に不利益なりと信したるときは既に之を紛失せりと抗辨し以て取訴を免かるゝことを謀り却て商業帳簿を設けたるの本旨に反するに至るか故に何れの國に於ても必ずや之を保存す可き期間を定めざる者なし或は西班牙の如きは其營業の繼續せる間及び營業の終了して清算のありたる後五ヶ年間之を保存すへしと命するあり或は和蘭の如きは三十年間と爲すあり然れども何れも皆な長きに失するの恐あるにより歐洲大陸中他の諸國の商法典、我舊商法典及本條は十年を以て適當なる保存期間と爲したり從て十年後の帳簿は之を毀損するも何等の責任なきや明かなり

第二項は前項の期間に付き起算点を定めたる者にして商人は商業帳簿に關しては其閉鎖帳簿の時より起算して十年間保存の義務ありとす

第六章 商業使用人

(註釋) 本章は商業使用人に關する規定なり商業使用人とは商業上の勞務者にして所謂支配人、番頭、手代其他の使用人例へは小僧、若い者等に至るまで總て包含する者を謂ふ而して一般勞務に關する規定は民法第三篇第二章第八節(雇傭)に規定したるを以て單に本章は商業上の勞務者に

付て規定したるに過ぎず

第二十九條 商人ハ支配人ヲ選任シ其本店又ハ支店ニ於テ商業ヲ營マシムルコトヲ得

本條は法文簡明なるか故に説明の要を見ず

第三十條 支配人ハ主人ニ代リテ其營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
支配人ハ番頭、手代其他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルコトヲ得
支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は支配人の權限に付て規定せり夫れ支配人は商業使用人中最も主人に信用あり且其商業に付て頗る廣大なる權限を與へられたる者なり換言すれば支配人の其營業上の行爲は裁判上なるを將た裁判外なるを問はず總て主人を代表して爲すことを得へし所謂裁判上とは訴訟を爲し和解を爲すの類を云ひ、裁判外とは裁判所以外に於てする一切の場合を云ふ從て支配人は訴訟

上原告と爲り若くは被告と爲ると雖とも別に主人の委任狀を要せず何となれば支配人は其營業に關しては主人より全權を與へられたる代理人なればなり

如斯支配人は廣大なる權限を有する結果として他の商業使用人を選任し又は解任するの權利を有す例へは番頭、手代以下小僧、若い者に至る迄適當なる人物を選任し又は不都合なる者を解雇するを得るか如し是れ本條第二項の規定する所なり

第三項の規定は他なし取引の安全を謀り善意の第三者を保護するにあり既に述べたる如く支配人は原則としては主人の全權を有すへしと雖とも此原則に對しては亦例外なかるへからず其例外とは支配人の代理權に加へたる制限を謂ふ蓋し支配人は主人より全權を與へられたる者なれば主人は其代理權に對して制限を附することを得へきは法理上當然の事たり果して然らば此制限の効力は如何と云ふに之れ本項の規定する所にして例へば支配人の代理權に制限あることを知らずして取引したる第三者は善意の第三者なるか故に其之に對抗するの效力を生せず之に反して其制限を知りて取引したる第三者は善意の第三者なるか故に對抗することを得へきか如きは是なり

第三十一條 支配人ノ選任及ヒ其代理權ノ消滅ハ之ヲ置キタル本店又ハ支店ノ所在地ニ於テ主人之ヲ登記スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は支配人の選任及び其代理權の消滅に關しては主人に於て之を登記を爲さざる可らざるものとせり何となれば支配人は商業上總て主人に代はりて事を處するの全權を有する者なれば第三者をして豫め其權限の廣狹、有無等を知らしむるの必要あればなり尤も主人と支配人との間にありては登記なきも固より有效なるや疑なし而して支配人の選任及び代理權の消滅に付て登記を爲すには本店又は支店の設立しある地の裁判所管轄權を有する者とす

第三十二條 支配人ハ主人ノ許諾アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ商行為ヲ爲シ又ハ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

支配人カ前項ノ規定ニ反シテ自己ノ爲メニ商行為ヲ爲シタルトキハ主人ハ之ヲ以テ自己ノ爲メニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定メタル權利ハ主人カ其行為ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス行為ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

(註釋) 前既に述べたる如く支配人は極めて廣濶なる權限を有する者なる以上は原則として總般の行為は自由に之を爲すを得へし然れども此原則に對しては例外あり即ち支配人カ自己又ハ第三者

の爲めに商行為を爲し又は會社の無限責任社員と爲ることは是なり蓋し此場合に於ける支配人の行為は公平を得ること能はず主人に利ならんと欲すれば自己又ハ第三者の不利となり自己又ハ第三者の利ならんと欲すれば主人に不利となる故に本條第一項は「主人の許諾あるに非ざれば云々」と規定し唯主人の許諾ありたる場合にのみ限り例外として之を許したり

第二項は第一項の規定より生ずる當然の結果たり即ち支配人カ第一項の規定に反して自己の爲めに商行為を爲したるときは主人は其行為を以て自己の爲めに爲したる者と認めたり故に第二項は「主人は之を以て自己の爲めに爲したるものと看做すことを得」と規定したるにあり

第三項を設けたる理由は他なし支配人と第三者との間に成立せる權利義務の關係をして長く不確定の狀況にあらしむるは經濟上不得策なるを以て此權利を行使すべき期間を定む故に主人カ支配人の行為を知りたるに拘はらず二週間も前項に定めたる權利を行使せざるときは消滅すべき者とし又假令支配人の行為を知らずと雖も行為の時より起算して一年以上を経過したるときも亦消滅に歸す可き者と爲したり

第三十三條 商人ハ番頭又ハ手代ヲ選任シ其營業ニ關スル或種類又ハ特定ノ事項ヲ委任スルコトヲ得

第七章 代理商

第三十六條 代理商トハ使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ爲メニ平常其營業ノ部類ニ屬スル商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲ス者ヲ謂フ

(註釋) 本條は代理商の定義に付て規定す左に本條の定義を分析して説明せん

第一 商業使用人以外の者なること 何となれば本條に所謂商業使用人とは支配人、番

頭、手代其他主人より特に委任せられたる小僧、若い者等を總稱するに過ぎずされば之を代理商と謂はす附するに商業使用人なる文字を以てせり故に本條は「使用人に非らずして」と明言し代理商たるには商業使用人以外の者に非されは其資格を有せざる者と爲したり

第二 一定の商人の爲めに平常其營業の部類に屬する商行爲の代理を爲すこと 平常其營業の部類に屬する商行爲の代理を爲すと雖とも代理商と稱することを得す又一定の商人の爲めに臨時に其營業の部類に屬する商行爲の代理を爲すか如きも決して代理商と稱するを得す

第三 一定の商人の爲めに平常其營業の部類に屬する商行爲の媒介を爲すこと

故に一定の商人の爲めに非らずして平常其營業の部類に屬する商行爲の媒介を爲すと雖とも代理商と稱することを得す又一定の商人の爲めに臨時に其營業の部類に屬する商行爲の媒介を爲すか如きも亦決して代理商と謂ふことを得ること前きに説明したる所と異なることなし要するに代理商中に媒介を爲す者を包含せしめたる所以は他なし代理商は必ずしも商行爲の代理を爲すものみに限るべき理由なきを以てなり

第三十七條 代理商カ商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク本人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三十八條 代理商ハ本人ノ許諾アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ本人ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル會社ノ無限責任社員トナルコトヲ得ス

第三十二條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ代理商カ前項ノ規定ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス

前條及び本條は説明を要せざる規定なり

第三十九条 物品販賣ノ委託ヲ受ケタル代理商ハ賣買ノ目的物ノ瑕疵又ハ其數量ノ不足其他賣買ノ履行ニ關スル通知ヲ受クル權限ヲ有ス

(註釋) 本條は物品販賣の委託を受けたる代理商は或る事項に關して通知を受くる權限ありとの旨を規定す而して民法上の原則に據れば買主は物品販賣の委託を受けたる代理人に對して賣買の目的物の瑕疵又は其數量の不足其他賣買の履行に關する通知を得ることを得るや否やは本人と受任者との間に成立する委任契約の性質に基づきて決定せざる可らず然れども此原則を代理商の場合にも尙ほ且適用することを得る者とせんか實際上取引の不便尠なからざるを以て特に本條の規定を設けたり尤も代理商に對して爲したる賣買の目的物の瑕疵又は其數量の不足其他賣買の履行に關する通知は本人に對して當然有效なり

法文に所謂「目的物の瑕疵」とは物体上に存する有形の瑕疵を謂ふ此瑕疵に二種あり一を表見の瑕疵と云ひ一を不表見の瑕疵と云ふ例へは賣買の目的物たる蜜柑の如きもの、一見其皮上に腐敗を呈したる者は即ち表見の瑕疵なり之に反して外部は變狀なきも其皮下に於て腐敗の箇所ある者は是不表見の瑕疵なり又「數量の不足」とは例へは牛肉五百斤と定めたる賣買に於て其實二百五十斤

なりしか如き場合を謂ひ「賣買の履行に關する」とは賣買を履行するに付て必要なる方法を謂ふ

第四十条 當事者カ契約ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ二个月前ニ豫告ヲ爲シテ其契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

當事者カ契約ノ期間ヲ定メタルト否トナ問ハス已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ何時ニテモ其契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

(註釋) 本條は當事者間に於ける契約解除に關する規定なり而して本條第一項は當事者カ契約締結の際別に契約の期間を定めざりし場合にして此場合には本條は民法の規定と異なり各當事者は何時にても二ヶ月前に豫告を爲して其契約を解除することを得べき者とせり之に反して第二項は當事者カ契約解除の期間を定めたるを否らざるを問はず已むことを得ざる事由あるときは豫告を爲さずと雖ども直ちに其契約を解除することを得べき者と爲したり

第四十一条 代理商ハ商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルニ因リテ生シタル債權ニ付キ本人ノ爲メニ占有スル物ヲ留置スルコトヲ得但別段ノ意思表示アリタルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は代理商の留置權に關する規定なり既に述べたる如く代理商は使用人に非ずして一定の商人の爲めに平常其營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲す者に外ならずされは其之に因りて生したる債權例へは手數料、立替金の如き債權に付き本人の爲めに占有する物を留置することを得へし然れども本人と代理商との間に特別なる意思表示ありたる場合には留置することを得ず之れ本條但書の規定ある所なり

第二編 會社

(總說) 古へは洋の東西を問はず交通の便、運輸の利未だ發達せざりしか故に各人に於て營利的事業に着眼する者極めて尠なく從て各人間の信用薄きを以て相團結して資本を共通し之を利用して各自互に利益を分配するか如き思想を有する者殆んど稀なりしと雖ども今や則ち然らず交通運輸の便大に開け殊に信用制度の發達に伴ひ世人亦營利的大事業に着眼し即ち僅少なる資本を集合利用して偉大の事業を企圖せんとする者甚だ多し而して其之を爲すには最も弊害尠き者を以て擇はざる可らずと雖ども今日の社會に在りては會社組織に匹敵す可き者なし茲に於て平近世歐亞の諸邦に於て萬調一律一雨毎に社會の勃興する豈に偶然ならんや

然れども一利一害は社會の通弊にして而も會社の事業に幼稚なる本邦刻下の狀況に於て然りとなす即ち昨日の組織は今日の解散となり一成一敗弊害又弊害、更に底止する所を知らず甚しきに至ては會社は一攫千金を慾望する山師連の集會所の如く看做され會社の信用將に地に落んとす之れ豈に邦家前途の爲めに痛嘆せずして可ならんや果して然らば之を救治するの策如何、只た法律の力に一任するのみ而して法律を以て會社なる者を認む可き理由は他なし要は會社の基礎を鞏固にし且つ弊害なからしむると同時に一方に於ては社員と社員との間に存在する權利義務を保護し他方に於ては一般に會社と取引する者の利益を保護せんか爲めに外ならず是商法々典中特に本編の規定ある所以なり

第一章 總則

(註釋) 本章は各種の會社に通して適用す可き事項を總括規定したる者なり

第四十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ

(註釋) 本條は本法に所謂會社とは如何なるものなるか其特質を明言す而して商法に所謂會社は組

合(民法第三編第
二章第十二節)と稱や其性質を同ふせり即ち左に掲ぐる要件は組合及び會社に共通すへし

第一 當事者 組合及び會社は團體組織なるか故に二人以上の當事者を要すへきは理の正に然る可き所にして敢て説明を要せず

第二 出資 組合及び會社を組織する組合員及び社員は各自一定の出資を爲すことを要す出資とは金錢たるを將た物品たるを問はず又勞力たるを將た信用たるを論せざるなり

第三 損益配當 組合及び會社は損益の配當を目的とす

第四 共同事業 組合及び會社は共同の事業を營むに在り故に二人以上の當事者か或る事業を營むも共同事業に非ざる時は組合及び會社なる者成立することなし

以上は組合及び會社に共通すへき要件に外ならずと雖も本法に所謂會社なる者は右の要件の外左に掲ぐる特質を具備せざる可らず

甲 商行為を爲すを業とする 即ち共同事業として營む可き者は商行為に在り從て商

行為以外の者を以て目的としたるときは商法に所謂會社に非らずして民法に所謂組合なりとす

乙 社團法人なること 本法に所謂會社は總て社團法人なり詳細の事は第四十四條

に譲る

第四十三條 會社ハ合名會社、合資會社、株式會社及ヒ株式合資會社ノ四種トス

(註釋) 本條は會社に關する法律上の關係を整頓し各社員、株主及び第三者の利益を保護し且之に對し行政監督を加ふる上に於て必要なりとして會社の種類を掲けたり則ち商行為を業とする會社は之を別て四種と爲す第一合名會社第二合資會社第三株式會社第四株式合資會社即ち是なり

第四十四條 會社ハ之ヲ法人トス

(註釋) 本條は會社の法人たること及び會社の住所に付て規定す

第一項は會社は法人なることを明かにす元來法人とは法律の擬制に依り人に非ざる者を以て人と同一視し權利義務の主体と爲る者を謂ふ而して法人には社團法人、財團法人の二種ありと雖も會社は營利を目的とする者なるか故に社團法人なり而して又會社は公法人、私法人の區別より謂ふときは前者に非ずして後者にあり

第二項は會社の住所を定む凡そ人は住所を有するを以て原則とす會社は法人なり法人は人なり故に住所なかる可らず然れども法人は無形人なるを以て生活する者に非ず從て生活の本據たる住所

なし故に會社の住所は其の本店の所在地と爲したり

第四十五條 會社ノ設立ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は會社設立の效力に關して規定す蓋し法理上より謂ふときは會社の設立を以て第三者に對抗し得るの時期を定むるには第三者か其設立を知ると否とを以て標準と爲すへき理由なし現に民法第四十五條第二項に於ても法人の設立を以て第三者に對抗することを得る時期を定むるには登記を以て標準と爲し又同第七十七條に於ても不動産に關する物權の得喪及び移轉を以て第三者に對抗し得る時期を定むるにも登記を以て標準と爲せり故に會社の設立に付ても右の原則に従ひ單に登記を爲せば第三者に對抗することを得るの效力を生ずる者と爲したり之れ舊商法と大に異なる所なり舊商法に於ては登記及び公告を受くるに非されは會社の設立を以て第三者に對抗することを得ざる者となしたりと雖とも法理上公告を爲して第三者に其設立を知らしむるの必要なし是れ改正商法は登記の有無にのみ重を置き公告の有無に重きを置かざる所以なり

茲に一個の問題あり例へは本店と支店とある場合には本店及び支店の兩所在地に於て登記を爲されれば第三者に對して會社たるの效力を生ぜざるかと謂ふに此場合には本店の所在地に於てのみ

登記を爲せば支店の所在地に於ては登記を爲さざるも可なりと解釋せざる可らず何となれば本條及び次條は「其本店の所在地に於て登記を爲す」云々と規定したるに依りて明白なり

第四十六條 會社ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ開業ノ準備ニ著手スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は會社は登記後に非されは開業の準備と雖とも着手することを得ざる者とせり法文に所謂「開業の準備」とは例へは會社か工場を建築し機械を据附くるか如き場合を謂ふ故に開業とは大に異なる所あり開業は實際始めて常職たる業務を營みし日に在ればなり

第四十七條 會社カ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後六个月内ニ開業ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其解散ヲ命スルコトヲ得但正當ノ事由アルトキハ其會社ノ請求ニ因リ此期間ヲ伸長スルコトヲ得

(註釋) 本條は會社の解散を命ずることを得へき旨を規定す

抑も法律か會社を認めて法人と爲し以て其成立を獎勵する所以は他なし之れ會社組織は社會經濟

に對なからざる利益を興ふる者なればなり然るに會社か本店の所在地に於て登記を爲したるに拘はらず既に六ヶ月間も開業を爲さざるか如きは會社の名ありて其實なく恰も詐欺の手段となり爲めに經濟會社を紊亂するの媒介となるや智者を俟たずして明かなり是に於て平本法は裁判所をして檢事の請求又は職權を以て其解散を命ずることを得と爲したるに在り然れども會社の業務たるや其種類の性質に依りては六ヶ月間にては往々開業するに能はざる場合あり此場合には裁判所は正當の事由ありと認めたるにのみ限り其會社の請求に基づき右の期間を伸長することを得べきものとす

第四十八條 會社カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其解散ヲ命スルコトヲ得

(註釋) 本條も前條と同じく會社の解散を命ずることを得べき場合に關して規定す法文に所謂「公の秩序」とは法律上公益と謂ふ義なり國家の公益を謀るの法律は即ち公の秩序に關する法規なり例へば強盜盜を爲し他人の財物を奪ひ後ち之を分配せんと欲する目的にて設立したる會社ありとせんか是れ公の秩序に反する會社なり又「善良の風俗」とは直接には風俗を紊亂し間接には公の秩序に反する者を謂ふ例へは猥褻の書畫を出版若くは販賣せんか爲めに設立したる會社ありとせん

か、是れ善良の風俗に反する會社なり要するに斯の如き不法行爲を目的としたる會社は民法第九十條の規定に據りて其法律行爲は無効たり既に法律行爲にして無効たる以上は商法上斯る會社を認む可き理由なし故に裁判所は檢事の請求又は職權に依りて解散を命ずることを得べき者と爲したるなり

第二章 合名會社

(性質) 合名會社は互に信用する人々共同して商業を營み各自一身上の信用を以て第三者と取引する者なるか故に因て生ずる會社の債務に付ては總ての社員は亦恰も自己の一身上の債務に對するか如く其資産の有らん限り之か責に任せざる可からず換言すれば合名會社の責任は社員の出資に止まらずして無限なることは是れ合名會社の特質あり今又合名會社に關して諸多の學者か下したる定義中最も可なる者を示せば左の如し

合名會社とは總社員が會社の債務に對して無限の責任を負ふ者なり

第一節 設立

(註釋) 本節は合名會社の設立に關する規定なり

第四十九條 合名會社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス

(註釋) 本法に所謂會社は營利を目的とする者なるか故に社團法人なり既に會社にして社團法人たる以上は定款を作成するの要あり(民法第三十七條及び拙著民法義解三十頁參照) 况んや合名會社は商事會社の一種たる以上は其設立には必ず定款を作らざる可らざるに於てをや之れ本條の規定ある所以なり

第五十條 合名會社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 商號
- 三 社員ノ氏名、住所
- 四 本店及ヒ支店ノ所在地
- 五 社員ノ出資ノ種類及ヒ價格又ハ評價ノ標準

(註釋) 本條は合名會社の定款に記載すべき必要なる事項(第一號乃至第五號)及び各社員は定款

に署名す可き義務ある旨を規定したる者にして左の如し

- 第一 會社の目的を掲ぐることを要す例へは鑛山事業若くは航海事業の爲めに合名會社を設立したるときは其目的を掲げざる可らざるか如き是なり
- 第二 商號を掲ぐることを要す(但商號の何たるは前記に説明したるを以て之か説明を省く)
- 第三 合名會社員の氏名及び其社員の住所を掲ぐることを要す
- 第四 本店及び支店の設けあるときは其所在地を記載すべき者とする
- 第五 本號に所謂「出資の種類」とは例へは金錢を以て出資と爲したるときは金錢、物品を以て出資と爲したるときは物品を記載せざる可らざるか如きを謂ひ「價格」とは物品を以て出資と爲したる場合に於ては時の相場額の如きを謂ひ又「評價の標準」とは物の性質、種類等に依りて其途に精通せる鑑定人をして評價せしむ可きことの標準を明かにせざる可らず例へは書畫、刀劍類の如き是なり蓋し社員の出資たるや會社の基礎を確實ならしむると同時に會社は其資本を利用して事業を営む者なれば出資の多寡は會社の利害に重大なる關係を及ぼす者と謂はざる可らず殊に會社が社員に損益の配當を爲し又は會社解散の際に残余の財産を分配するに當りても通常之か標準に據らざる可らず

第五十一條 會社ハ定款ヲ作りタル日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項
 - 二 本店及ヒ支店
 - 三 設立ノ年月日
 - 四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又ハ事由
 - 五 社員ノ出資ノ種類及ヒ財産ヲ目的トスル出資ノ價格
 - 六 會社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メタルトキハ其氏名
- 會社設立ノ後支店ヲ設ケタルトキハ其支店ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ前項ニ定メタル登記ヲ爲シ本店及ヒ他ノ支店ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス
- 本店又ハ支店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ支店ヲ設

ケタルトキハ其支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第五十二條 會社カ其本店又ハ支店ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二

週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ前項第一項ニ定メ

タル登記ヲ爲スコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ本店又ハ支店ヲ移轉シタルトキハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十三條 第五十一條第一項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ二

週間以内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

以上第五十一條乃至第五十三條ノ規定ハ法文簡明に付き説明を省ク

第二節 會社ノ内部ノ關係

(註釋) 本節ハ社員と社員との間に於ける法律關係及ヒ會社と社員との間に於ける法律關係に付て規定したる者なり

第五十四條 會社ノ内部ノ關係ニ付テハ定款又ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ關スル民法ノ規定ヲ準用ス

(註釋) 會社の内部の法律關係に付ては會社の定款又は本法に別段の規定あるときは之に従はざるへからずと雖ども之に反して定款又は本法に別段の規定なきときは組合に關する民法第六百六十條乃至第六百八十八條の規定を準用せざる可からず是れ本條の設けある所以なり

第五十五條 社員カ債權ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ債務者カ辨濟期ニ辨濟ヲ爲ササリシトキハ社員ハ其辨濟ノ責ニ任ス此場合ニ於テハ其利息ヲ拂フ外尙ホ損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 本條は債權を以て出資の目的に供したる場合に付て規定せり例へば甲社員が乙債務者に對して或る債權を有するときは其債權證書を以て出資の目的と爲すことを得へし從て若し乙債權者が辨濟の期日に至て辨濟を爲さざるときは甲社員は其責任を負擔せざる可からざるか如きは是なり但し此場合に於ては甲社員は合名會社に對して利息を支拂ふの義務あるへきは勿論爲めに生したる損害に付ては賠償の責を免かる可らず

第五十六條 各社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ

(註釋) 凡そ社員の權利義務は本法の規定と會社の定款とに因りて定まるを以て原則とす故に各社員の權利義務は定款に別段の規定なき以上は總て均一にして各自出資の多寡に依りて消長の差を生ずるとなし果して然らば社員の一人は會社の業務に付ては隨意に之を執行するを得へきやと云ふに苟も他の社員にして反對を主張せざる以上は之を執行するを得べし然れども社員の一人在既に第三者と或取引を爲せしときは他の社員の同意の有無に拘らず各社員は盡く其履行義務を負はざる可らずされは本條は「會社の業務を執行する權利を有し義務を負ふ」と規定したる者とす

第五十七條 支配人ノ選任及ヒ解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

(註釋) 既に第一編第六章商業使用人なる題目の下に於て述べたる如く支配人は商業使用人中最も廣大なる權限を有する者なれば其選任及び解任は唯業務執行社員にのみ一任すへき者に非らず何

となれば支配人の適否如何に據りては會社の信用又は業務の盛衰等に關しても亦影響を及ぼすと
勘なからざるが故に各社員の多數決に依りて之を決定すべきなり之を以て本條は「特に業務執行
社員を定めたる」とも雖ども社員の過半数を以て之を決す」と規定せり
所謂「過半数」とは各社員の出資の多寡に依る過半数にわらずして各社員の頭數即ち多數決に依り
て之を決すべき者と解釋するを以て正當とす

第五十八條 定款ノ變更其他會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ヲ爲スニハ
總社員ノ同意アルヲ要ス

(註釋) 本條に所謂「總社員の同意あることを要す」とは合名會社の社員全体か盡く之に同意するを
要する者にして假令一社員の反對ありと雖ども不可なりとの義なり即ち總社員の同意を要す可き
事項は左の如し

第一 定款の變更を爲すこと 凡そ定款は會社設立の最大要件の一にして各社員の之に
署名する者なれば之か變更を爲さんとするにも亦總社員の同意を要すべきは余の喋々を俟
たずして明なり

第二 會社の目的の範圍内に在らざる行為を爲すこと 會社の目的の範圍内に在らざる行

爲を爲すこととは合名會社の目的と爲したる以外の事業を爲さんとする行為を謂ふ斯る行
爲は會社の定款を變更する場合と殆んど法理上異ならざる關係を有するか故に總社員の同
意を要すべき者と規定したり

第五十九條 社員カ他ノ社員ノ承諾ヲ得スシテ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人
ニ讓渡シタルトキハ其讓渡ハ之ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は或社員か自己の持分を他人に讓渡したる場合に於ける效力に付て規定す夫れ會社々
員たるの實は會社の持分を所持するにあり持分なきの社員世に存在せず而して社員の有する持分
は其全部たると將た一部たるに論なく其社員は隨意に他人に讓渡することを得へし換言すれば
其讓渡は當事者間に於ては契約の成立と共に效力を生ずべきも會社に對しては效力を生せず即ち
會社に對して其效力を生せしめんとするには或社員は他の社員の承諾を得べきを以て正當とす是
を以て本條は「他の社員の承諾を得ずして會社に對抗することを得ず」と規定したり

法文に所謂「讓渡」とは賣買、贈與等に依りて自己の持分を他人に興ふるの義なり

第六十條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ會
社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會

社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

社員カ前項ノ規定ニ反シテ自己ノ爲メニ商行為ヲ爲シタルトキハ他ノ社員ハ過半数ノ決議ニ依リ之ヲ以テ會社ノ爲メニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定メタル權利ハ他ノ社員ノ一人カ其行為ヲ知りタル時ヨリ二週間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス行為ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

(註釋) 本條第一項は合名會社の社員か自己又は第三者の利益の爲めに會社の營業部類に屬する商行為を爲し又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲ることを得ざる旨を明言せり何となれば斯る場合には合名會社と社員との間に利害關係の相衝突するところを以てなり但し他の社員の承諾あるときは右の行為を爲すことを得へし
第二項及び第三項の規定は簡易にして説明を要せざるなり

第三節 會社ノ外部ノ關係

(註釋) 前節は會社の内部の關係に付て規定せりと雖も本節は會社の外部の關係即ち會社と第三者との間に於ける法律關係及び社員と第三者との間に於ける法律關係に付て規定したる者トす

第六十一條 定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ特ニ會社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メサルトキハ各社員會社ヲ代表ス

(註釋) 本條は合名會社の各社員か其會社を代表することを得へき旨を規定せり即ち此場合を別つときとは二あり第一會社の定款に會社を代表すへき社員を定めざりしとき、第二總社員の同意を以て特に會社を代表すへき社員を定めざりしとき是なり

第六十二條 會社ヲ代表スヘキ社員ハ會社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有ス

民法第四十四條第一項及び第五十四條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス
本條の規定は一讀明了なるか故に説明を省く

第六十三條 會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキハ各社員連帶シテ其辨濟ノ責ニ任ス

(註釋) 凡そ合名會社の信用たるや主として社員其人の資産に重きを置く者なれば決して會社財産にのみ著眼する者に非らず故に會社の債務を辨濟するに當りては第一に會社の財産を以てし其財産にして尙ほ債務を完済すること能はざる場合に限り初めて各社員の財産を以て此が辨濟を爲さる可らず換言すれば合名會社の各社員は會社の債務に對して無限の責任を負ふ者なりと雖ども會社の財産と各社員の財産との間には區別あり蓋し法律上斯る區別を設けて先後の順位を判然たらしむる所以は他なし會社の債權者と各社員の債權者との間には各々權義關係を異にするを以てなり

法文に所謂「連帶」の何たることは拙者民法義解に詳説せり

第六十四條 設立ノ後會社ニ加入シタル社員ハ其加入前ニ生シタル會社ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負フ

(註釋) 抑も合名會社設立後に於て社員となるの方法に通常二あり一、既に社員たりし者の位置に代はること即ち持分の讓渡(第五十九條)二、會社に加入すること是なり本條の規定は前者に非らずして後者に在りとす元來普通に謂ふときは設立の後會社に加入したる社員は加入の日より初めて法律上の關係を生ずるを以て加入前に生じたる會社の債務に付ては其責を負ふべき道理なり

さか如し是れ會社にして法人に非らざる場合には入社以前の義務は他人の義務にして新入社員に何等の關係を生ずるとなしと雖ども本法は既に第四十四條第一項に「會社は之を法人とす」と規定したる以上は會社の義務としては其社員の入社の前後に據りて異なることなければ會社の義務に付き連帶無限の責任を負ふ可き者は義務發生の何れの時なるやを問はず總て之か責に任せざる可らず

第六十五條 社員ニ非サル者ニ自己ヲ社員ナリト信セシムヘキ行爲アリタルトキハ其者ハ善意ノ第三者ニ對シテ社員ト同一ノ責任ヲ負フ

(註釋) 本條に所謂「社員に非ざる者に自己を社員なりと信せしむべき行爲ありたる」とは社員に非ずして其社の社員たることを承諾したる者又は社員に非らずして會社の業務の執行に與かる者又は社員に非らずして社員たるの權利義務を有する者の如き場合を謂ふ斯の如き社員は惡意の第三者に對しては社員と同一の責任を負ふべき道理なしと雖ども善意の第三者に對しては社員と同一に連帶無限の責任を負はざる可からず

第六十六條 社員ノ出資ノ減少ハ之ヲ以テ會社ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得

ス但本店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲シタル後二年間債權者カ之ニ對シテ異議ヲ述ヘサリントキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は會社の債權者を保護せんか爲めに規定す社員の出資の減少とは例へは會社の資本金二十萬圓なるに社員か其持分の中五萬圓を減したるか故に會社の財産減して十五萬圓と爲りたるか如き場合を謂ふ此場合に於ては會社は其債權者に對抗することを得ざるに依り會社の財産を舊額に復活せしめざる可らず從て會社は社員の出資か減少したりとの理由を以て減少したる會社財産の範圍内に非されは債權者に支拂ふことを得すと主張することを得す是に於て平本條は「會社の債權者に對抗することを得す」と規定せり然れども此債權者と會社との間に於ける法律關係を永く不確定の状態に措くときは種々の弊害を醸生するの媒介となるを以て其弊害を豫防するか爲めに本條は特に但書を設けたり

第六十七條 會社ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシ

ムルコトヲ得

(註釋) 本條の規定も前條と同しく會社の債權者を保護するの規定なり會社は各社員か商行爲を爲すを業とする目的を以て互に出資を爲し利益の配當を得んか爲めに設立したる者なりと雖ども會社か蒙りたる損失を填補したる後に非されは利益を配當することを得ざる者とす若し之に反して各社員に利益の配當を爲したる場合には會社の債權者は之を返還せしむるの權利あり何となれば會社か損失を填補せずして其利益を各社員に配當し以て會社の財産を減少するか如きは會社の債權者に對して重大なる利害關係を及ぼせばなり
法文に所謂填補とは實際生したる損失を補償するの義なり

第四節 社員ノ退社

合名會社は人身の結合なりと云ふ歐洲大陸派の陳腐主義に據るときは社員の退社なる者を認むべからず斯る陳腐説は到底現今の商業社會に適合す可き者にあらず故に本法は舊商法と同じく茲に社員の退社を許すの一款を設けたり蓋し會社は一の法人にして法律上社員の變更は會社の成立に何等の影響を及ぼさざるを以て社員は法律に定めたる原因に依りて退社することを得べきなり

第六十八條 定款ヲ以テ會社ノ存立時期ヲ定メサリシトキ又ハ或社員ノ終身間會社ノ存續スヘキコトヲ定メタルトキハ各社員ハ營業年度ノ終ニ於テ退社ヲ爲スコトヲ得但六ヶ月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 本條は各社員は任意に退社することを得べき場合を規定したる者にして之を大別して二種とす甲、各社員が營業年度の終に於て退社することを得べき場合乙、各社員が何時にても退社することを得べき場合はなり

第一項は各社員が營業年度の終に於て退社することを得べき場合を規定したる者にして左の如し

第一 合名會社の定款に其會社の存立すべき時期を定めざりし場合

第二 或社員の終身間は合名會社の存續すべき旨を定めたりし場合は是なり以上二個の場合に於ては任意に退社することを得べきも急速に退社せざる可らざる重要な事由あるときは外は六ヶ月前に其豫告を爲して退社することを得べき者とす例へは本年六月に退社せ

んとする者は前年の十二月中に之か豫告を爲し本年十二月に退社せんとする者は亦た六月中に之か豫告を爲さざる可らず蓋し社員ノ退社する者あるときは會社は特に之か爲めに貸借對照表を調製し其持分を拂渡さざる可らざるを以て突然退社せらるゝときは爲めに會社の會計上甚なからざる混雜を惹起するに至る可ければなり

第二項は各社員が何時にても退社することを得べき旨を規定したる者にして合名會社の存立時期を定めたる場合なるに否に論なく已むことを得ざる事由ある場合なり例へは勞力を出資と爲せし社員にして俄かに從軍を命せられて急に出發せんとするか如き場合には何時にても退社することを得べきなり

第六十九條 前條ニ掲ケタル場合ノ外社員ハ左ノ事由ニ因リテ退社ス

- 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 總社員ノ同意
- 三 死亡
- 四 破産

五 禁治産

六 除名

(註釋) 前條の規定は各社員が任意に退社せんとする場合なりと雖ども本條は之に反し社員の意思如何に拘はらず必ずや退社せざる可らざる場合に付て列挙したるに過ぎざるなり

第七十條 社員ノ除名ハ左ノ場合ニ限り他ノ社員ノ一致ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但除名シタル社員ニ其旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其社員ニ對抗スルコトヲ得ス

- 一 社員カ出資ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ催告ヲ受ケタル後相當ノ期間内ニ出資ヲ爲ササルトキ
- 二 社員カ第六十條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 三 社員カ會社ノ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルニ當リ會社ニ對シテ不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ

四 社員カ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有セサル場合ニ於テ其業務ノ執行ニ干與シタルトキ

五 其他社員カ重要ナル義務ヲ盡ササルトキ

(註釋) 本條は或社員を除名することを得べき場合に付て規定し即ち他の社員の一致を以て左に掲ぐる場合に限り除名することを得へし

第一 社員カ諾約したる出資を爲すこと能はざる場合又は催告を受けたるに拘はらず相當の期間内に投資を爲さざる場合

第二 社員は他の社員の承諾あるに非されは自己又は第三者の爲めに會社の營業の部に屬する商行為を爲し又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲ることを得ざるに拘はらず他の社員の承諾なく右の行為を爲したる場合

第三 社員カ會社の業務を執行し又は會社を代表するに當り會社に對して不正の所業ありたる場合

第四 社員カ會社の業務を執行する權利を有せざるに拘はらず其會社の業務の執行に干與した

る場合

第五 右の外社員が重要なる義務を盡さざる可らざる義務あるに拘らず其義務を盡さざる場合は是れなり然れども以上第一號乃至第五號の規定は除名したる社員に其旨を通知せざる可らず然らずんば之を以て除名せられたる社員に對抗するの效力を生ぜざる者とす

第七十一條 退社員ハ勞務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタルトキト雖モ

其持分ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は會社定款に別段の規定なきときは退社員は勞務又は信用を以て出資の目的を爲したる場合と雖ども其持分の拂戻を受くるの権利ありとのことを規定せり而して出資は金銭なる物品なるを問はず又勞務なる信用なるを論せず之を其目的を爲すことを得へし故に勞務又は信用を以て出資と爲したる社員は金銭又は物品を以て出資と爲したる社員と同しく持分を有し且つ其會社の財産の一部に付き權利を有す果して然らば退社の場合に於ても會社の財産に付ても何等の權利なしとす可き理由なし茲に於て平本條は「其持分の拂戻を受くることを得」と規定したるなり

第七十二條 會社ノ商號中ニ退社員ノ氏又ハ氏名ヲ用ヒタルトキハ退社員ハ

其氏又ハ氏名ノ使用ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 本條は或社員の退社することあるも其氏又は氏名を依然其會社の商號に使用することを得る旨を規定せり蓋し會社の商號中に退社員の氏又は氏名を續用せしむる所以は他なし商號は商業上重大の關係を有する者にして容易に之を變更するときは或は取引上に不便を與へ或は切角得たる所の得意先を失ふ等のことあるを以てなり故に法理上より云ふときは第三者は商號中に氏又は氏名を用ひしめたる人を社員と看做して取引するか故に法律は事實上社員たるを否とを問はず尙は退社せざる所の社員と同しく連帶無限の責任を負擔すべき者とす然れども其退社員が其氏又は氏名の使用を止むべきことを請求したるときは其退社員の氏又は氏名を依然として商號に使用することを得ざるなり

第七十三條 退社員ハ本店ノ所在地ニ於テ退社ノ登記ヲ爲ス前ニ生シタル會社ノ債務ニ付キ責任ヲ負フ此責任ハ其登記後二年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

前項ノ規定ハ他ノ社員ノ承諾ヲ得テ持分ヲ讓渡シタル社員ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は退社員か退社後退社の登記前に生じたる債務の責任及び此責任に關する時効に付て規定したる者にして茲に詳説するの要なきなり

第五節 解散

(註釋) 本節は合名會社の解散に關する規定なり

第七十四條 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 存立時期ノ滿了其他定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 會社ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
- 三 總社員ノ同意
- 四 會社ノ合併
- 五 社員カ一人ト爲リタルコト
- 六 會社ノ破産

七 裁判所ノ命令

(註釋) 本條は合名會社解散の原因を列記したる者にして左の如し

第一 會社の存立すべき時期を定めたるときは其時期の滿了其他會社の定款に定めたる事由の生じたるとき

第二 所謂「會社の目的たる事業の成效」とは例へば鑛山探掘の爲めに合名會社を設立したりとせんか此場合には其鑛物を皆悉探掘し終りたるときは是れ會社の目的としたる所の事業成效に外ならず「成效の不能」とは例へば道路を開通するの目的にて或る險山に隧道を鑿たんか爲めに合名會社を設立したりとせんか此場合に於て或原因の爲めに遂に開鑿するに能はざりしときは是即ち成效の不能なりとす

第三 總ての社員が同意するときは解散することを得

第四 甲なる會社と乙なる會社と合併するときは甲及び乙なる會社は解散せざるへからず

第五 會社は二人以上の社員に因りて成立する者なれば社員一人と爲りたるときは會社と稱することを得ざるに因り之を解散すべき者とす

第六 會社が破産の宣告を受けたるときは會社の目的たる商行為を繼續すると能はず故に解散

の原因と爲したり

第七 會社は公の秩序又は善良の風俗に反する行爲を爲すことを得ず故に斯る行爲を爲したる會社に對して裁判所は解散を命ずることを得へし

第七十五條 前條第一號ノ場合ニ於テハ社員ノ全部又ハ一部ノ同意ヲ以テ會社ヲ繼續スルコトヲ得但同意ヲ爲ササリシ社員ハ退社ヲシタルモノト看做ス

第七十六條 會社カ解散シタルトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外一週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス
前條及び本條の規定は一讀明瞭なれば説明を要せざるなり

第七十七條 會社ノ合併ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
(註釋) 既に説明せし如く本法は會社を解散せんとする場合には總社員の同意を要し(第六十九條第二號)又會社の定款を變更せんとする場合にも總社員の同意あることを要す(第五十八條)と爲したる以上は會社合併の場合に於ても總社員の同意即ち一致を要すべきものと爲されれば前後の權

衡を失するを以て本條は總社員の同意を以て之を爲すことを得と規定したるにあり今ま會社の合併より生ずる効果を擧ぐれば左の如し

- 第一、合併に依りて設立したる會社に付ては會社成立の原因と爲る
- 第二、合併に依りて消滅したる會社に付ては會社解散の原因となる
- 第三、合併の後尙ほ未だ存留する會社に付ては資本又は社員を増加し結局會社の定款を改正する原因と爲る

第七十八條 會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其決議ノ日ヨリ一週間内ニ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス
會社ハ前項ノ期間内ニ其債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス

(註釋) 本條は合併せんとする會社の爲すべき手續に關して規定す抑も法律カ會社の合併を許せし所以は第一社員の便宜を圖り且合併に付可成的手續を簡易ならしむると第二債權者の保護も圖り

即ち債権者をして合併に對して異議を述ふるの権利及び機会を與へ自ら其權利を完ふせしむるに在りたるなり

第一項は甲會社と乙會社と合併の決議を爲したる場合には兩會社の社員は其決議を爲したる日より起算して二週間即ち十四日の期間内に於て貸借對照表及び財産目錄を作成せざる可らざるものとす

第二項は會社の債権者を保護せんか爲めに規定せり即ち會社は二週間内に會社の債権者に對し異議あらば一定の期間内に之を述べしむることを公告し且つ住所の知れたる債権者に對しては各別に之を催告せしむることを要す然れども其期間は餘り永きに涉るときは會社の不便を蒙る尠なからざるを以て本項は特に但書の規定を設けたり

第七十九條 債権者カ前條第二項ノ期間内ニ會社ノ合併ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス
債権者カ異議ヲ述ヘタルトキハ會社ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ合併ヲ爲シタルトキハ之ヲ以テ異議ヲ述ヘタル債権者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は前條の趣旨に基づき會社の債権者か承認を爲さず且異議を述べざりしときその効果及び異議を述べたるときその効果に關して規定したるに過ぎず

第八十條 會社カ第七十八條第二項ニ定メタル公告ヲ爲サシテ合併ヲ爲シタルトキハ其合併ハ會社カ知レタル債権者ニ催告ヲ爲サシテ合併ヲ爲シタルトキハ其合併ハ之ヲ以テ其催告ヲ受ケサリシ債権者ニ對抗スルコトヲ得ス
本條は簡明なるか故に説明の要を見ず

第八十一條 會社カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ合併後存続スル會社ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ第五十一條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 本條は合名會社か互に合併を爲したるときは二週間に本店及び支店の所在に於て左に掲ぐる會社の登記を爲さざる可らざる者とせり

第一、合併後存続する會社に付ては變更の登記例へは會社の定款の變更を登記せざる可らざるか如きこと

第二、合併に因りて消滅したる會社に付ては解散の旨を登記すること

第三、合併に因りて新に設立したる會社に付ては設立の登記即ち第五十一條第一項第一號乃至

第六號の事項を登記すること

第八十二條 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承繼ス

(註釋) 本條は合名會社合併の效果に關して規定したる者なり

第八十三條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各社員ハ會社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但裁判所ハ社員ノ請求ニ因リ會社ノ解散ニ代ヘテ或社員ヲ除名スルコトヲ得

本條の規定は極めて簡易なるか故に説明を要せず

第六節 清算

(性質) 清算とは潔白なる計算を爲すの義なり普通に所謂精算とは其意義を異にす所謂精算は細密なる計算を爲すの義なりと雖とも清算は稍之に異なり恰も無瑕の白玉の如く無垢の鏡面の如し故に清の字を用ひ精の字を用ひざるなり換言すれば權利に屬する者は之を取立盡くし義務に屬する者は之を辨濟し終り若し利益が損失より多くして餘剰を生ずるときは之を社員に分配すべきなり

第八十四條 會社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ尙ホ存続スルモノト看做ス

(註釋) 會社は純理上より謂ふときは解散に因りて消滅する者なり然れども解散と同時に消滅すべき者とせば會社の債權者か辨濟を請求する場合には既に利益を受くること能はざるに至り爲めに債權者に損失を蒙らしむるの恐あり從て會社は仮令解散となると雖とも清算中は尙ほ清算の目的の爲めに其存立を認めざる可らず故に本條は「清算の目的の範圍内に於ては尙ほ存続するものと

看做す」と規定せり

本條に所謂「清算の目的の範圍内」とは會社の殘務を處理するが爲めに必要なる一切の行爲を謂ふ從て此必要なる行爲に反するときば清算の目的の範圍内と稱するを得ざるや余の喋々を要せざるなり

第八十五條 解散ノ場合ニ於ケル會社財産ノ處分方法ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此場合ニ於テハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

第七十八條第二項、第七十九條及ヒ第八十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十六條 前條ノ規定ニ依リテ會社財産ノ處分方法ヲ定メサリシトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外後十三條ノ規定ニ從ヒテ清算ヲ爲スコトヲ要ス
第八十七條 清算ハ總社員又ハ其選任シタル者ニ於テ之ヲ爲ス
清算人ノ選任ハ社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第八十八條 第七十四條第五號ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第八十九條 會社カ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ清算人ヲ選任ス

第九十條 清算人ノ選任アリタルトキハ其清算人ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ自己ノ氏名、住所ヲ登記スルコトヲ要ス
以上第八十五條乃至第九十條の規定は法文簡明なる故に説明を省ク

第九十一條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
 - 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
 - 三 殘餘財産ノ分配
- 清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲

ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條第一項は清算人の職務に付て規定したる者にして左の如し

第一、現在施行中に在る會社の事務を結了すること

第二、會社が有する所の債權を取立及び負擔する所の債權を支拂ふと

第三、財産に餘剩を生じたる場合には之を社員に配當すること

是れなり

第二項は清算人の權限に關して規定す即ち清算人は前項第一號乃至第三號に掲げたる職務を行ふか爲めに必要なる一切の裁判上の行爲又は裁判外行爲を爲す權限を有すべき者とす從て處分行爲と雖も職務執行の爲め必要なるときは之を爲すことを得べきや疑なきなり

第三項及び第四項は説明を要せずして明かなり

第九十二條 會社ニ現存スル財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算

人ハ辨濟期ニ拘ハラス社員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得

(註釋) 本條は合名會社の性質上當然の規定なり

第九十三條 清算人數人アルトキハ清算ニ關スル行爲ハ其過半数ヲ以テ之ヲ

決ス但第三者ニ對シテハ各自會社ヲ代表ス

(註釋) 本條は數人の清算人ある場合に於ける決議方法に付て規定せり此場合に付ては清算に關する行爲は過半数即ち多數決に依らざる可らず何となれば數人の清算人あるときは互に意見の衝突を免かれざるか故に止むを得ず多數の決議に基つかざる可らざるを以てなり然れども是れ全く會社の内部の關係に止まり外部に對し何人か會社を代表する旨を決したる者に非らず而して此場合に在りては各清算人か第三者に對して會社を代表することを得ざる者とせば當に清算人か其職務を執行するに極めて不便なるのみならず第三者に於ても亦不便を感ずると勘なからず故に本條は特に但書の規定を設けたる所以なり

第九十四條 清算人ハ就職ノ後遲滯ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及

ヒ貸借対照表ヲ作り之ヲ社員ニ交付スルコトヲ要ス

清算人ハ社員ノ請求ニ因リ毎月清算ノ狀況ヲ報告スルコトヲ要ス

第九十五條 清算人ハ會社ノ債務ヲ辨濟シタル後ニ非ザレハ會社財産ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ス

第九十六條 社員カ選任シタル清算人ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得此解任ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第九十七條 清算人ノ解任又ハ變更ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第九十八條 清算人ノ任務カ終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク計算ヲ爲シテ各社員ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ計算ニ對シ社員カ一个月内ニ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス但清算人ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此限ニ在ラス

第九十九條 清算カ終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 第九十四條乃至第九十九條の規定は法文簡明なるか故に詳細なる説明を爲すの要を見ずと雖ども要するに第九十四條は清算人の義務を定め第九十五條は清算人が會社の債務を辨濟したる後に非らざれば各社員に對して會社の財産を配當することを得ざる旨を定め第九十六條は清算人の解任に關する場合を定め第九十七條は清算人の解任又は變更の登記を爲すべき旨を定め第九十八條は清算人の任務が終了したるときに關する規定にして第九十九條は清算が既に終了したるときは登記せざる可らざることを定めたる者なり

第一百條 會社カ事業ニ著手シタル後其設立カ取消サレタルトキハ解散ノ場合ニ準シテ清算ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

(註釋) 會社が一旦事業に着手したる後に於て其設立が取消しと爲りたる場合には法理上會社なる者なく又社員なるもの無きを以て當然會社の清算に關する條項を適用するを得ざるを原則とす然りと雖ども此原則を嚴正に適用するときは實際上不便尠なからざるへし故に本條は實際上の便利に鑑み解散の場合に準して清算を爲さざる可らざる者とせり固より此場合に在りては會社及び社員なる者存せざるか故に裁判所は利害關係人の請求に依り清算人を選任す可き者とす

第一百一條 會社ノ帳簿、其營業ニ關スル信書及び清算ニ關スル一切ノ書類ハ第八十五條ノ場合ニ在リテハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後其他ノ場合ニ在リテハ清算終了ノ登記ヲ爲シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其保存者ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ定ム

(註釋) 本條は會社の使用したる帳簿其營業上の信書及び清算に關する一切の書類を保存す可き期間及び保存者を定むるに付て決議方法を定む抑も會社は法人なるを以て各個商人と同しく帳簿を備へ且之を保存するの義務なかる可らす其他營業上の信書及び清算に關する一切の書類に於けるも亦同じとす此義務たるや會社の解散後と雖ども十年間は免かるゝとを得す然れども此保存期間

の起算點に付ては各場合に依りて異ならざる可らす今本條の規定に依りて之を分析するときは

第一 第八十五條の場合に在りては本店の所在地に於て解散の登記を爲したるときより起算して十年間保存すること

第二 第八十五條以外の場合に在りては清算終了の登記を爲したるときより起算して十年間保存すること

即ち是なり夫れ斯の如く十年の保存期限を定むると雖ども法律上保存すべき人を定めざるるときは實際に於て不便を惹起するの恐れあり例へば保存すべき者は甲者なるか若くは乙者なるか或は乙、丙、丁等連帶にて保存すべき者なるか實に疑なきを得ず故に會社の帳簿、其營業に關する信書及び清算に關する一切の書類を保存す可き者は社員の過半数を以て之を定む可き者と爲したり

第一百二條 社員カ死亡シタル場合ニ於テ其相續人數人アルトキハ清算ニ關シテ社員ノ權利ヲ行フヘキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

(註釋) 本條は舊商法中に存せざる所なりと雖ども本法は實際上の必要に鑑み以て之を規定せり元來或社員が死亡したる場合に於て數人の相續人あるに拘はらず清算に關して社員の權利を行使す

る者を定めざる時は實際上の不便極めて大なり然りと雖ども此場合に在りては多數の権利を行使する者を必要とせざるを以て本條は社員の特権を行ふ可き者を一人と定めたる所以なり

第二百二條 第六十三條ニ定メタル社員ノ責任ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登

記ヲ爲シタル後五年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

前項ノ期間經過ノ後ト雖モ分配セサル殘餘財産尙ホ存スルトキハ會社ノ債

權者ハ之ニ對シテ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 既に解説したるか如く合名會社は其財産を以て會社の債務を完済するに能はざるときは各社員は連帶して辨濟の責に任せざる可らず然れども各社員をして何時までも此責任を負はしむるは甚だ酷に過ぐるの虞あり故に本條は本店の所在地に於て會社解散の登記を爲したる時より起算して五年を経過したるときは社員の特権を消滅すべき旨を示したり但此五年の期間經過後と雖ども分配せざる殘餘の財産尙ほ會社に現存する場合には固より會社債權者に對して辨濟の義務あり而して債務なる者は債務者より自ら進んで辨濟することを要せず債權者の請求ありたるときに辨濟すれば可なり故に會社の債權者より辨濟の請求ありたる場合には社員は之を辨濟を爲さざる可らず

第三章 合資會社

第二百四條 合資會社ハ有限責任社員ト無限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス

(註釋) 本條は合資會社の性質及び他の會社と異なる點を規定す抑も舊商法に於ては「社員の一又は數人に對して契約上別段の定めなきときは社員の特権は金錢又は有價物を以てする出資にのみ限る者を合資會社と爲す」と定めたる故に合資會社は總社員の特権有限なるを原則とし契約上別段の定めある場合に限り例外として無限の責任を負担すべき者と爲したり然れども歐洲諸邦の多數の立法例に據るときは合資會社は有限責任社員と無限責任社員とを以て組織すべき者と爲せり蓋し合資會社の性質たるや一は株式會社の長所を採り或社員をして出資を爲すも其責任は敢て出資に止まらしめ一は合名會社の長所を採り或社員をして連帶無限の責任を負はしめ以て其會社に信用を博せしむるが爲めに設けたる制度なり況んや實際に之を鑑みるも合資會社にして一人だも無限責任社員なきときは會社の信用を得ると難きに於てを是れ各國の法律が萬調一律合資會社は有限責任社員と無限責任社員とを以て組織すと爲す所以なり故に本法は各國多數の立法

例に倣ひ以て本條の規定を爲したるに外ならざるや明かなり

第二百五條 合資會社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外合名會社ニ關スル規定ヲ準用ス

(註釋) 本條は合資會社にのみ特別なる規定を爲したる場合を除く外前章即ち合名會社に關する規定を準用すべき者と爲したるに過ぎず

第二百六條 合資會社ノ定款ニハ第五十條ニ掲ケタル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第二百七條 會社ハ定款ヲ作りタル日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ第五十一條第一項ニ掲ケタル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

前條及び本條の規定は余の説明を俟たずして明かなり

第二百八條 有限責任社員ハ金錢其他ノ財産ノミヲ以テ其出資ノ目的ト爲スコ

トヲ得

(註釋) 本條は有限責任社員の出資に付て制限を設けたるものなり既に説明したるが如く合名會社の無限責任社員は金錢なる及其他の財産なるを問はず將た勞力なるを信用なるを論せず何れにても出資の目的と爲すことを得べし故に合資會社の無限責任社員も右と同一の出資を目的と爲すことを得べきや疑なし何となれば第二百五條に合資會社には本章に別段の定めある場合を除く外合名會社に關する規定を準用すと爲したるに因りて明かなり然れども均しく合資會社の社員なりと雖も有限責任社員に至ては大に制限を加へざる可らざる理由あり何となれば有限責任社員は毫も會社の業務の執行に干渉せず單に或出資のみを供して利益及び損失を分擔し且其會社の債權者に對する責任も出資のみに限るが故に従て其出資を目的とするを得るものは金錢其他の財産に限り勞務又は信用の如きは之を出資の目的に供することを得ざる者と爲さる可らず是れ本條の規定ある所以なり

第二百九條 各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ

無限責任社員數人アルトキハ會社ノ業務執行ハ其過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第一百條 支配人ノ選任及ヒ解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ無限責任社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

(註釋) 前條は合資會社の無限責任社員が會社の業務を執行する權利義務に付て規定し本條は合資會社の支配人の選任及び解任に關して規定したるに過ぎず

第一百一條 有限責任社員ハ營業年度ノ終ニ於テ營業時間内ニ限り會社ノ財産目錄及ヒ貸借對照表ノ閱覽ヲ求メ且會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

重要ナル事由アリタルトキハ裁判所ハ有限責任社員ノ請求ニ因リ何時ニテモ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ノ検査ヲ許スコトヲ得

(註釋) 本條第一項は業務執行に干與することを得ざる社員が會社の財産及業務執行に對して監督を加ふるの方法に付て原則を定めたる者なり有限責任社員即ち業務執行に干與することを得ざる社員は會社の財産目錄及び貸借對照表の閱覽を求め且會社の業務及び會社財産の狀況を検査すること

を得べき者なりと雖ども何時にても其閱覽又は検査を爲すことを得べき者に非らず故に本條は「營業年度の終に於て營業時間内に限り」云々と規定したり

第二項は前項の原則に對して其例外を定めたる者にして即ち重要なる事由あるときは是なり此場合には裁判所は有限責任社員の請求に基づき何時にても會社の業務及び會社財産の狀況に對して検査することを許せり所謂「重要なる事由」とは裁判官の意見に一任したる者なるが故に茲に一々其事例を擧示するに能はざるなり

第一百十二條 有限責任社員ハ無限責任社員全員ノ承諾アルトキハ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得

(註釋) 本條は有限責任社員の持分讓渡に關する規定なり元來持分なる者は株式と同しく社員が會社に對して有する權利を表する者なり殊に持分は社員たる者の資格と離るへからざる關係あるに因り妄りに賣買讓渡を爲すことを得ず現に合名會社の場合に於ても他の社員の承諾なければ之を讓渡すも會社に對抗するを得ざる者とせり故に合名會社の無限責任社員が自己の持分を讓渡すに就ては特別の規定なきを以て總て合名會社の社員と同一の規定に従はざるへからざるか如き疑

ありされば有限責任社員が其持分を譲渡すに就ては其持分の全部たると又一部たるとに論なく無限責任社員全員の承諾を得せしめざるへからず蓋し本條の規定ある所以にして偶然に非ざるなり

第百十三條 有限責任社員ハ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得

第百十四條 定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ特ニ會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メサルトキハ各無限責任社員會社ヲ代表ス

第百十五條 有限責任社員ハ會社ノ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルコトヲ得ス

以上第百十三條乃至第百十五條の規定は法文簡明に付説明を省く

第百十六條 有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト信セシムヘキ行爲アリタルトキハ其社員ハ善意ノ第三者ニ對シテ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ

負フ

(註釋) 本條の規定は第六十五條の規定と互に相表裏するの規定にして立法上其權衡を得たる者なり

第百十七條 有限責任社員カ死亡シタルトキハ其相續人之ニ代ハリテ社員ト爲ル

有限責任社員ハ禁治産ノ宣告ヲ受クルモ之ニ因リテ退社セス

(註釋) 本條は有限責任社員が死亡し又は禁治産の宣告を受くるも退社と爲さざる旨を規定せり何となれば有限責任社員は無責任社員と異なり單に出資を爲し利益の配當を受くるに止まり會社の業務を執行し又は之を代表することを得ざる性質を有せり從て社員が仮令死亡することあるも退社せしむるの必要なく却て其相續人をして之に代はりて社員と爲さしむるの可なるに如かず(第一項)又禁治産の宣告を受くるも亦退社せしむるの必要なを以て本條第二項は「之に因りて退社せず」と規定せり

第百十八條 合資會社ハ無限責任社員又ハ有限責任社員ノ全員カ退社シタル

トキハ解散ス但有限責任社員ノ全員カ退社シタル場合ニ於テ無限責任社員ノ一致ヲ以テ合名會社トシテ會社ヲ繼續スルコトヲ妨ケス
 前項但書ノ場合ニ於テハ二週間内ニ本店及支店ノ所在地ニ於テ合資會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ合名會社ニ付テハ第五十一條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 既に説明したるか如く合資會社は有限責任社員と無限責任社員とを以て之を組織す(第四百四條)と爲したる以上は無責任社員又は有限責任社員ノ全員カ退社したるときは當然解散せざるを得ず蓋し二人以上の社員なくして會社を組織すること能はされはなり假令二人以上の残りの社員ありと雖も合名會社の場合には往々會社を組織すること能はさることあり例へば殘存する社員ノ一人は有限責任社員なるも他の社員ノ一人は無責任社員なりし場合には法理上會社の存立を認むることを得ず從て有限責任社員は悉く退社したるも無限責任社員のみ殘存したる場合には合資會社と認むることを得ざるに依り便宜上合名會社として會社を繼續すると雖も妨げなき者とせり(第一項但書)

第二項の規定は説明を俟たずして明なり

第四章 株式會社

(性質) 株式會社は資本のみに因り設立せられたる者にして各株主の責任は其株式の額にのみ限り且つ株式は賣買讓渡甚だ容易なる者なり從て此種の會社は社員相互間の關係、他の會社の社員間に於けるか如く親密ならざるか故に往々奸商の徒此組織を利用し社會に弊害を醸生せしむること決して懸なからず例へば會社の資本金を割き純益と稱し以て其會社の株式價格の暴騰を謀るか如き是なり故に本法は他の會社に關する規定よりも層一層詳密なる規定を設け以て種々の弊害を除去せり左に株式會社の定義を下せば

株式會社とは會社の資本を一定均一の株式に分ち會社の債務に對しては會社財産のみ責任を負擔する者を謂ふ

第一節 設立

第一百十九條 株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス

(註釋) 本條は英、佛其他の立法例に倣ひ株式會社は七人以上の發起人あるに非ざれば之を設立することを得ざる者と規定したり

第二百十條 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 商號
- 三 資本ノ總額
- 四 一株ノ金額
- 五 取締役カ有スヘキ株式ノ數
- 六 本店及ヒ支店ノ所在地
- 七 會社カ公告ヲ爲ス方法
- 八 發起人ノ氏名、住所

第二百十一條 前條第五號乃至第七號ニ掲ケタル事項ヲ定款ニ記載セザリシトキハ創立總會又ハ株主總會ニ於テ之ヲ補足スルコトヲ得

前項ノ株主總會ノ決議ハ第二百九條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 前條は株式會社の發起人は必ずや定款を作り且つ定款には或事項を記載せざる可らざる旨を規定したるに過ぎざれば別に詳説するの要なしと雖ども本條に至ては些か之か説明を試みざる可らず抑も株式會社の定款は前條に列擧したる事項に關し發起人が記載するに當りて或る事項を脱漏したるときは其定款は無効となり會社の成立せざるや疑の存せざる所なり然れども前條第五號乃至第七號に掲けたる事項の如きは發起人が過失の爲めに誤りて記載し又は全く記載せざりしと雖ども後日之を補足するときは其定款を無効とする必要なし是に於て平本法は民法第四十條の立法例に倣ひ一の例外を設け若し發起人が定款に記載すべき事項を記載せざるときは創立總會又は株主總會に於て之を補足するを得べき者とせり而して株主總會の決議は第二百九條の規定に據り過半数即ち多數決に依らざる可らざる者とす

第二百十二條 左ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキハ之ヲ定款ニ記載スルニ非

サレハ其效ナシ

- 一 存立時期又ハ解散ノ事由
- 二 株式ノ額面以上ノ發行
- 三 發起人カ受クヘキ特別ノ利益及ヒ之ヲ受クヘキ者ノ氏名
- 四 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名、其財産ノ種類、價格及ヒ之ニ對シテ與フル株式ノ數
- 五 會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用及ヒ發起人カ受クヘキ報酬ノ額

(註釋) 本條は本條第一號乃至第五號に列記したる事項を定めたる場合には其事項を株式會社の定款に記載せざることは無効なりとの旨を明定したるに過ぎざるなり

第二百二十三條 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ會社ハ之ニ因リテ成立ス此場合ニ於テハ發起人ハ遲滯ナク株金ノ四分ノ一ヲ下ラサル第一回ノ拂込ヲ爲シ且取締役及ヒ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス此選任ハ發起人ノ議

決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

(註釋) 本條は發起人のみと雖も株式の總數を引受けたる場合には株式會社成立す可き者とせり元來株式會社は多數の株主を有するを以て獨り發起人の株のみに依りて成立せざるは通例なりと雖も或る場合に於ては然らざることあり例へば少額の資本を以て會社を組織したる場合或は數人の發起人ありて而も資本に富む場合なきにしも非らず斯る場合に於ては發起人のみと雖も株式の總數を引受けたるときは會社の成立す可き者と爲さざる可らず然れども此場合には創立總會を開始すること能はざるに因り創立總會を始むるの前に於て第一回の株金の拂込を爲さしむることを得ざるは勿論創立總會に於ても取締役及ヒ監査役を選任するを得ざるや疑なし是れ本條後段の規定ある所以にして發起人たる者は速かに株金四分の一以上の拂込を爲し(第一回として)且發起人の議決權の過半數を以て取締役及ヒ監査役を選任せざる可らざる者と爲したり

第二百二十四條 取締役ハ其選任後遲滯ナク第二百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項及ヒ第一回ノ拂込ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲メ検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聽キ第三百二十五條ノ規定ニ準據シテ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(註釋) 本條第一項は取締役は其選任後速かに検査役の選任あらんとを裁判所に請求せざる可らざる旨を示せり然らば取締役は如何なる調査を爲さしめんが爲めに検査役の選任を請求す可きかと云ふに左の如し

第一 第二百二十二條第三號乃至第五號に掲げたる事項に付き不當の規定なきや否やを調査せしむること

第二 第一回の拂込を爲したるや否やを調査せしむること
是なり蓋し發起人が株式の總數を引受けたる場合には以上の監督方法を設けざるときは動もすれば發起人が定款作成の權利を濫用し定款に不當の規定を設け甚だしきに至ては未だ第一回の拂込を爲さざる株式を存せしめ以て不當の利得を貪り會社の債權者を害するの恐れあり是れ検査役を設け以て監督せしむる理由なり

第二項の規定は裁判所は検査役の報告に基づき不當の所爲あるときは第三百二十五條の規定に準據

して相當の處分を爲すとを得べき者と爲したり

第三百二十五條 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケサルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

(註釋) 株式會社の設立は株式總數の引受を要するにあり故に發起人が引受けたる株式を除き其他の株式に付ては株主を募集し以て株式總數の引受ありたるとの要件を充實せしめざる可らず是れ本條の規定ある所以なり

第三百二十六條 株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ株式申込證一通ニ其引受クヘキ株式ノ數ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

- 株式申込證ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 定款作成ノ年月日
- 二 第二百十條及ヒ第二百二十二條ニ掲ケタル事項
- 三 各發起人ノ引受ケタル株式ノ數

四 第一回拂込ノ金額

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ引受價額ヲ記載スルコトヲ要ス

●註釋。本條は株式申込に關する詳細なる規定を設けたる者にして第一項は株式申込證二通を作り其証書には引受くべき株式の數、例へば五十株或は百株等と記載し且之に一々署名せざる可らざる者とせり而して第二項は株式申込証書は發起人に於て之を作成し且其証書には左に掲ぐる事項を記載すべき者と爲したり

第一、何年何月何日に定款を作りたること

第二、第二百二十條及び第二百二十二條第一號、第三號乃至第五號に列記したる事項を記載すること

と

第三、各發起人は何程株式を引受けたるか其數を記載すること

第四、幾何の價額を標準として株式を發行したるか其總額を記載すること

第五、第一回分の拂込金額は幾何なりやを記載すること

第三項は一讀明瞭なり

第二百二十七條 株式ノ申込ヲ爲シタル者ハ其引受株式ノ數ニ應シテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

(註釋) 本條は株式の申込を爲したる者の拂込義務に付て規定す既に説明したる如く株式の申込を爲さんとする者は前條の規定に依り其引受くべき株式の數を記載し之に署名せざる可らざるか故に業に已に株式の申込を爲したる者は當然拂込の義務を生ずるや論なし然れども株式申込者は無制限に拂込の義務を負ふ者に非らず何となれば本條は其引受くべき株式の數に應して云々と規定したるに依りて明かなり

第二百二十八條 株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

第一回拂込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

(註解) 本條第一項は券面額以下の價格を以て株式を發行するを得ざるものと爲したり若し券面額以下の價格と雖ども株式を發行するを得べき者とせんか其結果定款に定めたる資本の總額と實額との間に差異を生し會社の債權者を詐害するに至るの恐れあればなり然れども株式は券面額

以上の價額を以て之を發行せしむると雖とも右の如き弊害を醸生せざるか故に法文は單に「券面額を下ることを得ず」と規定したる者とす

第二項の規定は他なし第一回拂込の金額は株金の四分の一を下ることを得ざる者とせり例へば一株の金額二十圓なるときは初回の拂込金額は株金の四分の一を下ることを得ざるに依り即ち一株毎に五圓以下の拂込みを爲すことを得ず但し一株毎に五圓以上なるときは法律の禁せざる所なりとす

第二百二十九條 株式總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク各株ニ付キ

第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込マシムルコトヲ要ス

第二百三十條 株式引受人カ前條ノ拂込ヲ爲ササルトキハ發起人ハ一定ノ期間内ニ其拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失フヘキ旨ヲ其株式引受人ニ通知スルコトヲ得但し其期間ハ二週間ヲ下ルコト

ヲ得ス

發起人カ前項ノ通知ヲ爲シタルモ株式引受人カ拂込ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失フ此場合ニ於テ發起人ハ其者カ引受ケタル株式ニ付キ更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ株式引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

前條及ヒ本條の規定は簡明なるか故に説明を省ク

第二百三十一條 各株ニ付キ第二百二十九條ノ拂込アリタルトキハ發起人ハ遲滯

ナク創立總會ヲ召集スルコトヲ要ス

創立總會ニハ株式引受人ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ヲ引受ケタル者出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス

第二百五十六條第一項、第二項及ヒ第六十一條第三項、第四項、第六十二條及ヒ第六十三條第一項、第二項ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

(註解) 本條第一項は各株に對して第二百二十九條の規定に據り株金の拂込ありたる場合には發起人は速かに創立總會を招集すべきの責任ありとの旨を明にせり蓋し是等の事たるや將來會社の組織上に大關係を及ぼす者なれば最も鄭重に鄭重を盡さざる可らず是れ發起人をして創立總會を招集するの責任を負はしめたるなり

第二項は創立總會の決議方法に關して規定せり即ち創立總會に於ては如何なる重要なる事項と雖ども株式引受人の半數以上にして而も會社資本の半額以上に當る株式引受人出席し其決議權の過半數を以て決定すべき者と爲したり

第三項の規定は説明を要せずして明白なり

第二百二十二條 發起人ハ會社ノ創立ニ關スル事項ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

(註解) 本條は發起人の報告義務に付て規定したり蓋し本條の規定を要する理由は他なし株式引受人は創立總會に出席することを得へしと雖も會社の創立に關する事項を熟知する者に非らず從て創立總會をして十分其職務を執行せしむるは發起人をして會社の創立に關する諸般の事柄を報告

せしむるの義務を負はしめざる可らず是本條の規定ある所以なり

第二百二十三條 創立總會ニ於テハ取締役及ヒ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

(註釋) 夫れ株式會社は其資本を株式に分ち之を引受けたるものを株主と爲すに因り會社の業務を執行するに就き各株主をして之に當らしむるか如きは到底爲さんと欲して爲すと能はず故に以て創立總會に於ては取締役なる者と株主中より選任し以て之に當らしむ斯くの如く株式會社の業務を執行するには専ら取締役の權内に存すと雖も會社の組織錯雜なるに従ひ經濟社會に利益を興ふると大なると同時に又弊害の生し易きを免れされは株式會社取締役の處置の如きは嚴密に之を監査する方法を設けて經濟社會の安寧を保護することを要す故に創立總會に於ては監査役なるものを選任し以て取締役を監査せしむる者とす

第二百三十四條 取締役及ヒ監査役ハ左ニ掲ケタル事項ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

- 一 株式總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
- 二 各株ニ付キ第二百二十九條ノ拂込アリタルヤ否ヤ

三 第二百二十二條第三號乃至第五號ニ於ケタル事項ノ正當ナルヤ否ヤ
 取締役又ハ監査役中發起人ヨリ選任セラルタル者アルトキハ創立總會ハ特
 ニ検査役ヲ選任シ其者ニ代ハリテ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムルコトヲ
 得

(註釋) 本條以下三條の規定は發起人を監督せんか爲めに設けたる規定にして本條は取締役及び監
 査役は監督上左に掲ぐる行爲を爲さざる可らざる者と爲せり即ち

第一、發起人が果して株式總數の引受を爲したるや否やを調査し且之を創立總會に報告すへき
 こと

第二、發起人が各株に付き第二百二十九條の拂込を爲さしめたるや否やを調査し且之を創立總會に
 報告すへきこと

第三、第二百二十二條第三號乃至第五號に掲けたる事項を正當に記載したるや否やを調査し且之を
 創立總會に報告すへきこと

是なり然れども取締役又は監査役が發起人中より選任せらるゝ場合なきに非らず此場合には自己

の行爲は自己にては到底監督するに能はざるに因り創立總會は特に検査役なる者を選任し其者に
 代はりて右に列記したる調査及び報告を爲さしむることを得へきなり

第二百三十五條 創立總會ニ於テ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事
 項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得但金錢以外ノ財産ヲ以テ
 出資ノ目的ト爲ス者アル場合ニ於テ之ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ減シタル
 トキハ其者ハ金錢ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得

(註釋) 本條は創立總會に於ては發起人が第二百二十二條第三號乃至第五號に掲けたる事項に違反し
 て記載したる時は之を變更すると得へき者とせり而して但書に所謂「金錢以外の財産を以て出資
 の目的と爲す」とは例へは金圓外の物件にして工業、發明、專賣權の如き若くは會社の建物、敷
 地たる可き不動産の如き者を以て出資の目的と爲したる場合を謂ふ此場合に於て若し之に對して
 與ふべき株式の數を減したるときは其者は金錢にて拂込を爲すことを得る者とす

第二百三十六條 引受ナキ株式又ハ第二百二十九條ノ拂込ノ未済ナル株式アルト
 キハ發起人ハ連帶シテ其株式ヲ引受ケ又ハ其拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ

申込カ取消サレタルトキ亦同シ

第二百二十七條 前二條ノ規定ハ發起人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第二百二十八條 創立總會ニ於テハ定款ノ變更又ハ設立ノ廢止ノ決議ヲモ爲ス
コトヲ得

第二百二十九條 發起人ハ株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ會社ハ創立總會ノ
終結ニ因リテ成立ス

第二百四十條 株式總數ノ引受アリタル後一年內ニ第二百二十九條ノ拂込カ終
ハラサルトキ又ハ其拂込カ終ハリタル後六ヶ月內ニ發起人カ創立總會ヲ招
集セサルトキハ株式引受人ハ其申込ヲ取消シ拂込ミタル金額ノ返還ヲ請求
スルコトヲ得

第四百一十一條 會社ハ發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ第二百二十四條
ニ定メタル調査終了ノ日ヨリ又發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ

創立總會終結ノ日ヨリ二週間內ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項
ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 第二百二十條第一號乃至第四號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項
- 二 本店及ヒ支店
- 三 設立ノ年月日
- 四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又ハ事由
- 五 各株ニ付キ拂込ミタル株金額
- 六 開業前ニ利息ヲ配當スヘキコトヲ定メタルトキハ其利率
- 七 取締役及ヒ監査役ノ氏名、住所

第五十一條第二項、第三項、第五十二條及ヒ第五十三條ノ規定ハ株式會社ニ
之ヲ準用ス

以上第三百三十六條乃至第四百一十一條の規定は一讀明瞭なれば説明するに及ばざるなり

第四百十二條 會社カ前條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲

シタル後ハ株式引受人ハ詐欺又ハ強迫ニ因リテ其申込ヲ取消スコトヲ得ス

(註釋) 抑も株式の申込みたるや法律行為の一なり法律行為とは私法上の效力を生ぜしむるを目的とする意思表示なり既に株式の申込にして法律行為たる以上は株式引受人が詐欺又は強迫に因りて爲したる申込は民法第九十六條の規定に據りて法理上之を取消すとを得べきや疑なし然りと雖も此民法上の原則は一般に準用するとを得す即ち前條第一項の規定に從ひ本店の所在地に於て既に登記を爲したる後にも尙ほ株式引受人をして詐欺又は強迫を理由とし其株式の申込を取消すとを得へからざるなり若しも其株式の申込を取消すとを得べき者とせんか種々の弊害を生ずるの恐あり例へは發起人をして負担を重からしむるか如き若くは株式會社の設立をして永く不確定の狀態に在らしむるか如きとあればなり茲に於て乎本條は民法上の原則に對する例外として其申込を取消すとを得ざる者と規定す

第二節 株式

第四百十三條 株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス

(註釋) 凡そ株式會社の資本は株式に分ち流通証券の一たる株券に因りて組成する者なり蓋し株式會社の資本を株式に分つ理由は他なし資本を募集するに容易なるを以て應募者甚だ多く隨て巨額の資本を積み盛に商業を營むとを得可き利益あればなり而して此株式なる者は自由に賣買讓與するとを得べき性質を有するを以て社員が入社せんとするには之を買得し社員が退社せんとするときは之を賣却すれば可なり故に社員とは株主の謂にして即ち一の株券に依りて社員たるの資格を得る者なれば假令株券にして記名の者なるも單に會社に對して書換の手續を爲せば前社員は退社となり後社員は入社となる者とす

第四百十四條 株主ノ責任ハ其引受ケ又ハ讓受ケタル株式ノ金額ヲ限度トス

株主ハ株金ノ申込ニ付キ相殺ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は株主の責任に關する規定なり例へは株主が會社に對して債務を負担する場合には其引受けたる株式又は讓受けたる株式の金額を以て支拂ふのみに止まり彼の合名會社の社員又は合資會社の無限責任社員の如く會社に出資を爲したる者より以外に責を負ふとなし是れ本條第一項の規定ある所以なり

第二項は株式會社の資本と實額とを一致せしめ其會社の根底を確固ならしむる爲めに株主は株金の拂込に付き相殺を以て會社に對抗するを得ざる者と規定したるなり

第四百四十五條 株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス

株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス但一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムヘキ場合ニ限り之ヲ二十圓マテニ下スコトヲ得

(註釋) 本條は各株式の金額は不均一なることを許さざる旨を明かにせり是れ實際上種々の便益あるが故なり(第一項)斯の如く各株式の金額は均一ならざる可らざるのみならず妄りに僅少なる株式を發行流通せしむるは國家經濟上種々の弊害を生ずるか故に第二項の制限を必要とす即ち第二項は一時に全額を拂込むと否とに依り株式の金額に區別を設けたり詳言すれば株金の全額を一時に拂込むヘキ場合に限り株式の金額を二十圓と爲すとを得ヘキも之に反して株金の全額を一時に拂込むとを得ざる場合には總て株式の金額は五十圓を下ることを得ず

第四百四十六條 株式カ數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ株主ノ權利ヲ行フヘキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

共有者ハ會社ニ對シ連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

(註釋) 本條は株式カ數人の共有に屬する場合に關して規定す元來一般に共有の原理より謂ふときは各共有者カ共有物を分割せんとするときは想像的分割を爲すの權利あり此一般の原理は株式を數人にて共有する場合にも全く之を禁せずと雖も共有者中の各々をして會社に對して株主たるの權利を行はしむるときは動もすれば弊害を生ずるの恐れあり故に各共有者中にて株主の權利を行ふ可き者一人を選定し以て之をして各共有者を代表して株主たるの權利を行はしむるなり(但し共有者との間に於ては想像上の分割を爲すことを得ヘキや疑なき所とす)若し數人の共有者中の或者カ會社に對して株金の拂込を爲さざるときあるも共有者中の他の者は責任なしと云ふことを得ず何となれば共有者は連帶して株金の拂込を爲すの義務を負擔する者なればなり

第四百四十七條 株券ハ第四百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ發行シタル株券ハ無効トス但株券ヲ發行シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

(註釋) 本條は簡明なるが故に別に説明の要なしと雖も一言以て之を蔽へば株券の効力及び損害賠償に付て規定したるに過ぎず然らば株券とは如何と云ふに本法中別に株券の意義を明にせずと雖も余は株券とは株式を所有するの流通証券にして恰も從前行はれたる地所に對する地券の如き者を謂ふ

第四百四十八條 株券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコト

ヲ要ス

一 會社ノ商號

二 第四百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日

三 資本ノ總額

四 一株ノ金額

一時ニ株金ノ全額ヲ拂込マシメサル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其金額ヲ株

券ニ記載スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は株券に記載すべき要件を定めたる者なり

第四百四十九條 株式ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ承諾ヲクシテ之ヲ他

人ニ讓渡スコトヲ得但第四百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於

テ登記ヲ爲スマテハ之ヲ讓渡シ又ハ其讓渡ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第四百五十條 記名株式ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其

氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコ

トヲ得ス

前條及び本條の規定は法文簡明なるが故に説明を省く

第四百五十一條 會社ハ自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クル

コトヲ得ス

株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ消却スルコトヲ得ス但定款ノ

定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テスルハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條第一項の規定たるや夫れ株式會社の資本は株に依りて設立する者にして株式は株主か會社に對して有する一種の債權に外ならず又會社は株式に對する債務者たるの地位に在り然るに會社にして自ら自己の株式を取得するか又は質權の目的として之を受くるか如きは法理上債權者と債務者とを一身に兼有するの狀態となり當に權利義務の混同を生ずるのみならず其結果株主の減少となり資本金の減額となり遂には株式會社の信用地に落ち到底收拾す可らざるに至るや智者を俟たずして明かなればなり

第二項の規定は他なし前屢々説明したる如く株式會社の資本は株式に依りて組成せられたるを以て會社は濫りに其資本を消却することを得ず然れども總ての場合悉く然りと稱することを得ず例へは資本減少の規定に從ひたる場合或は株式會社の定款に從ひ株主に分配すべき利益を以てする場合是なり此等の場合には會社は株式を消却することを得べきものとす所謂「消却」とは株金を株主に拂戻すとの義なり

第百五十二條 株金ノ拂込ハ二週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス

株主カ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ更ニ一定ノ期間内ニ其拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ其株主ニ通知スルコトヲ得但其期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得ス

第百五十三條 會社カ前條ニ定メタル手續ヲ踏ミタルモ株主カ拂込ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ株式ノ各讓渡人ニ對シ二週間ヲ下ラサル期間内ニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ發スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ最モ先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人株式ヲ取得ス

讓渡人カ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ株式ヲ競賣スルコトヲ要ス此場合ニ於テ競賣ニ依リテ得タル金額カ滯納金額ニ滿タサルトキハ從前ノ株主ヲシテ其不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得若シ從前ノ株主カ二週間内ニ之ヲ辨濟セサルトキハ會社ハ讓渡人ニ對シテ其辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ會社カ損害賠償及ヒ定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

第一百五十四條 前條ニ定メタル讓渡人ノ責任ハ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

第一百五十五條 株金全額ノ拂込アリタルトキハ株主ハ其株券ヲ無記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得

株主ハ何時ニテモ其無記名式ノ株券ヲ記名式ト爲スコトヲ得
以上第一百五十二條乃至第一百五十五條ノ規定ハ簡明なるカ故ニ説明を省ク唯第一百五十五條ニ所謂無記名式とは記名せざる所の株券の義なり

第三節 會社ノ機關

第一款 株主總會

第一百五十六條 總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

前項ノ通知ニハ總會ノ目的及ヒ總會ニ於テ決議スヘキ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

會社カ無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ會日ヨリ三週間前ニ總會ヲ開クヘキ旨及ヒ前項ニ掲ケタル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第一百五十七條 定時總會ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ取締役之ヲ招集スルコトヲ要ス

年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎配當期ニ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第一百五十八條 定時總會ハ取締役カ提出シタル書類及ヒ監査役ノ報告書ヲ調査シ且利益又ハ利息ノ配當ヲ決議ス

前項ニ掲ケタル書類ノ當否ヲ調査セシムル爲メ總會ハ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第一百五十九條 臨時總會ハ必要アル毎ニ取締役之ヲ招集ス

第六十條 資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ總會ノ目的及ヒ其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得取締役カ前項ノ請求アリタル後二週間内ニ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ其請求ヲ爲シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其招集ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ其株券ヲ會社ニ供託スルニ非サレハ其議決權ヲ行フコトヲ得ス

株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フコトヲ得但其代理人ハ代理權ヲ證スル

書面ヲ會社ニ差出タスコトヲ要ス

總會ノ決議ニ付キ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其議決權ヲ行フコトヲ得ス

以上第五十六條乃至第六十一條の規定は説明の要を見ず

第六十二條 各株主ハ一株ニ付キ一個ノ議決權ヲ有ス但十一株以上ヲ有スノ議決權ハ定款ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

(註釋) 株主の議決權は一株に付き一箇の投票を爲し得るを以て原則とす何となれば株式會社の株主は各人其投票の數を異にし恰も株式自身カ各々一個の投票權を有すると異ならざればなり故に此原則より推論するときは五株を所有する者は五個の投票を爲し五十株を所有する者は五十個の投票を爲すとを得へし果して然らば總會の決議は常に多數の株主の意見に依て蹂躪せられ少數の株主は爲めに大なる迷惑を蒙らざるを得ず是れ適當なる制限を設くるの必要なる所以にして本條但書の規定ある偶然に非らざるなり

第六十三條 總會招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スルトキハ裁判所ハ株主ノ請求ニ因リ其決議ノ無效ヲ宣告スルコトヲ得

前項ノ請求ハ決議ノ日ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

取締役又ハ監査役ニ非サル株主カ第一項ノ請求ヲ爲シタルトキハ其株券ヲ供託シ且會社ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

(註釋) 本條の如き規定は舊商法々典中に存せざる所なるも本法は實際上の必要に基づきて之を規定せり詳細の事は法文を一讀すれば其眞意を窺知するに難からず故に之か説明を省く

第一款 取締役

第六十四條 取締役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス

(註釋) 既に説明したる如く會社は何れの種類に屬するを問はず法人なり法人は無形人なるに依り何人か之か代表者なかる可らず即ち株式會社に於ては會社を代表して業務執行の任ある者を取締役とす斯の如く取締役は重大なる任務あるか故に此か選任は株主總會に於てすべき者とせり從て株主總會に於て之を選任するには株主以外の者をして業務を執行せしむるよりは利害の關係ある株主中より之か任務に當らしむるの優れるに如かす蓋し株主中より選任するときは恰も自己の業務を執行すると異ならざるを以て三伏の炎暑を忘れ峭酷の寒威をも意とせず熱心以て事に當ればなり

第六十五條 取締役ハ三人以上タルコトヲ要ス

第六十六條 取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス但其任期滿了ノ後之ヲ再選スルコトヲ妨ケス

(註釋) 前條は取締役の人員は必ずや三人以上たるへき旨を明かにしたるにあり本條は其取締役の任期に付て規定したる者にして三年を超過することを得ず尤も其三年の任期滿了の後と雖も前きの取締役を再び選任することを得へきも選任の時より起算して三年を起えざる範圍内に於てすへき者とす

第六十七條 取締役ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但任期ノ定アル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ其任期前ニ之ヲ解任シタルトキハ其取締役ハ會社ニ對シ解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

(註釋) 本條は株主總會の決議を以てするときは何時にも其取締役を解任するを得べき者とせり然るに取締役の任期ある場合に於て正當の理由なきに拘はらず其任期前に於て解任を爲したるときは其取締役は會社に對し解任せられたるか爲めに生じたる損害に付て之か賠償を求むるを得るの權利ありとす

第六十八條 取締役ハ定款ニ定メタル員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

(註釋) 取締役は會社の義務を執行し其財産を管理する者なりと雖も定款に定めたる員數の株券を預り置く者に非らず即ち監査役なる者は取締役を監督する者なれば法律は其株券を監査役に供託せざる可らざる者とせり是れ取締役に對して監査役の必要なるを恰も後見人に對して後見監督人の必要なるを異ならざればなり

第六十九條 會社ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス支配人ノ選任及ヒ解任亦同シ

第七十條 取締役ハ各自會社ヲ代表ス

第六十二條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第七十一條 取締役ハ定款及ヒ總會ノ決議録ヲ本店及ヒ支店ニ備へ置キ且

株主名簿及ヒ社債原簿ヲ本店ニ備へ置クコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽

ヲ求ムルコトヲ得

第七十二條 株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 株主ノ氏名、住所

二 各株主ノ株式ノ數及ヒ株券ノ番號

三 各株ニ付キ拂込ミタル株金額及ヒ拂込ノ年月日

四 各株式ノ取得ノ年月日

五 無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及ヒ發行ノ年月日

以上四ヶ條は説明を要せず

第七十三條 社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 社債權者ノ氏名、住所
 - 二 債權ノ番號
 - 三 社債ノ總額
 - 四 各社債ノ金額
 - 五 社債ノ利率
 - 六 社債償還ノ方法及ヒ期限
 - 七 債權發行ノ年月日
 - 八 各社債ノ取得ノ年月日
 - 九 無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及ヒ發行ノ年月日
- 第七十四條 會社カ其資本ノ半額ヲ失ヒタルトキハ取締役ハ遲滞ナク株主總會ヲ招集シテ之ヲ報告スルコトヲ要ス

會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ取締役ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

(註釋) 第七十三條は説明の要なきも本條は些か解説の要あり即ち本條の第一項は株式會社か或事業の爲めに損害を蒙り會社資本の半額例へは二十萬圓の資本減して十萬圓となりたる場合には取締役は其職務上の義務として速かに株主總會を招集し其資本の減額するに至りたる總ての事情を報告せざる可らざる者と爲したり

第二項は民法第七十條及び第八十一條第一項の規定と其主旨を同ふするなり而てし法文に所謂「會社の債務を完済すること能はざるに至りたる」とは株式會社か支拂を停止したるときの場合を謂ふ此場合には取締役は直ちに裁判所に對して破産宣告の請求を爲さざる可らず

第七十五條 取締役ハ株主總會ノ認許アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

取締役カ前項ノ規定ニ反シテ自己ノ爲メニ商行爲ヲ爲シタルトキハ株主總

會ハ之ヲ以テ會社ノ爲メニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定メタル權利ハ監査役ノ一人カ其行爲ヲ知りタル時ヨリ二ヶ月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス行爲ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

(註釋) 本條は合名會社の社員に關する第六十條の規定と其主旨を同ふする者なり

第七十六條 取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限り自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得

(註釋) 抑も取締役カ隨意に會社ト取引を爲すとを得るや否やに關しては諸國の立法例及び學者の定説も數多に分れ未だ一定せざる者の如し即ち第一絕對的禁止するの主義、第二裁判所の選任したる特別代理人をして會社を代表せしめ以て取締役と取引せしむるの主義、第三適當なる制限を設けて之を許すの主義是なり然らば本法の主義とする所は以上何れの主義に據りたるかと謂ふに第一、第二の主義に非らずして第三の主義に據りたること疑の存せざる所ならん何となれば「取締役は監査役の承認を得たるに限り」云々と規定したるに依りて明かなり

第七十七條 取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ株主總

會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ其行爲ニ對シ株主總會ニ於テ異議ヲ述ヘ且監査役ニ其旨ヲ通知シタル取締役ニハ之ヲ適用セス

第七十八條 株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ之ヲ監査役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一ヶ月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ其株券ヲ供託シ且監査役ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテノ損害賠償ノ責ニ任ス
第七十九條 取締役カ受クヘキ報酬ハ定款ニ其額ヲ定メサリシトキハ株主

總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

以上第七十七條乃至第七十九條の規定は説明の要を見ず

第三款 監査役

(註釋) 本條は監査役に關する規定にして監査役は取締役を監督する者なり

第八十條 監査役ノ任期ハ之ヲ一年トス但其任期滿了ノ後之ヲ再選スルコトヲ妨ケス

トヲ妨ケス

(註釋) 本條は監査役の任期に關する規定にして取締役に關する第六十七條の規定と法理上同一なるを以て詳説するの要なしと雖も唯任期の範圍に廣狹の差あり即ち第六十七條の場合には三年を超ゆることを得ざる旨を定めたるも本條は之か任期を一ケ年とすと定めたる故に監査役の任期は一ケ年ならざる可らず

第八十一條 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ事業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

(註釋) 本條は取締役を監督するのみに於て欲くべからざる規定なり凡そ監査役は株式會社の財産を監督す可きは勿論取締役の業務執行上不當の行爲あるや否やを監督す可き重大なる任務を有する者なるか故に何時にても其職務を行ふことを得へし職務とは種々あれども本條に所謂職務とは第一取締役に對して事業の報告を爲さしむると第二會社の業務及ヒ會社財産の狀況を調査することの場合を謂ふ

第八十二條 検査役ハ株主總會ヲ召集スル必要アリト認メタルトキハ其召集ヲ爲スコトヲ得此總會ニ於テハ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

(註釋) 本條は監査役の株主總會を召集することを得べき權及ヒ検査役選任に關する權に付て規定したるに過ぎず

第八十三條 監査役ハ取締役カ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は取締役よりして株主總會に提出せんとする書類に對し監査役は之を調査し意見ある

ときは其意見を添附して株主總會に報告せざる可らざる者と爲したり

第八十四條 監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ス但取締役中ニ
役員アルトキハ取締役及ヒ監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ
職務ヲ行フヘキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第九十二條第一項ノ規
定ニ從ヒ株主總會ノ承認ヲ得ルマテハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

(註釋) 本條は監査役をして公平且つ正實に職務を執行せしむるか爲めに缺く可らざる規定なり何
とすれば監査役をして取締役又は支配人を兼ねることを得べき者とせんか現に取締役か執行した
る會社の業務及び其管理せる會社の財産を監督せしむるの機關を失へばなり果して然らば取締役
中に缺員を生じたる場合には如何と云ふに此場合には株主總會か其補缺員を選任するまで之か爲
めに株式會社の業務を停止することを得ざるは勿論定員に充實せざる取締役をして依然其職務を
行はしむるは失當の最も甚だしき者と謂はざる可らず依て取締役及び監査役の協議に基づき監査
役中ヨリ一時其缺員者に代はりて取締役の職務を執行すヘキ者を定めたり

第二項の規定は法文簡明なるか故に説明するに及ばざるなり

第八十五條 會社カ取締役ニ對シ又ハ取締役カ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場

合ニ於テハ其訴ニ付テハ監査役會社ヲ代表ス但株主總會ハ他人ヲシテ之ヲ

代表セシムルコトヲ得

資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ請
求シタルトキハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

(註釋) 本條は會社の訴訟行為に付ては監査役會社の代表者たりとの旨を定めたる者にして左の如
し

第一、會社より取締役に對して訴訟を提起する場合

第二、取締役より會社に對して訴訟を提起する場合

是なり以上の場合に於ては監査役は株式會社を代表して訴訟行為を爲すことを得べきを以て原則
とす然れども此原則に對しては例外あり即ち株主總會の決議を以てするときは他人をして之か代
表者たらしむること是なり

の如き重職を完ふするに能はず故に本條は監査役にして破産者となり又は禁治産者と爲りたるど
きは株式會社の退社原因と爲したる者なるに智者を俟たずして明なり

第百八十九條 第百六十四條、第百六十七條及ヒ第百七十九條ノ規定ハ監査役
ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は取締役選任に關する第百六十四條、取締役の解任に關する第百六十七條及ヒ取締役
か受くへき報酬に關する第百七十九條の規定は監査役の場合にも之を準用す可き旨を規定したる
に外ならざるなり

第四節 會社の計算

第百九十條 取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役
ニ提出スルコトヲ要ス

- 一 財産目録
- 二 貸借對照表

三 營業報告書

四 損益計算書

五 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

第百九十一條 取締役ハ定時總會ノ會日前ニ前條ニ掲ケタル書類及ヒ監査役
ノ報告書ヲ本店ニ備フルコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽
ヲ求ムルコトヲ得

(註釋) 前條は取締役は定時總會の會日より一週間即ち七日以前に監査役に提出すへき書類を列記
し本條は取締役は定時總會の前日に於て前條に列記したる書類及ヒ監査役の報告書を本店の會社
に備へざるへからざる義務と株主及ヒ會社債權者の書類閱覽の權利とに關して規定したるなり

第百九十二條 取締役ハ第百九十條ニ掲ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其
承認ヲ求ムルコトヲ要ス

取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

(註釋) 本條第一項は財産目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關する議案は取締役より定時總會に提出して其承諾を求めざる可らざる者と爲したり若し右の書類に對して定時總會に於て承認を爲したるときは取締役は貸借對照表を公告せざる可らず(第二項)蓋し貸借對照表を公告せしむる所以は公衆に對して會社の實狀に對し其概略を知らしむるにあり然れども總ての書類を一切公告せんとすれば書類の許多にして常に費用の嵩むのみならず記事、計算の繁雜なるや公衆の容易に知ること能はざるものあるを慮かり單に貸借對照表のみの公告にて足れりと爲したり

第百九十三條 定時總會ニ於テ前條第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ會社ハ取締役及ヒ監査役ニ對シテ其責任ヲ解除シタルモノト看做ス但取締役又ハ監査役ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此限ニ在ラス

本條は説明を俟たずして明かなり

第百九十四條 會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當スル毎ニ

準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

(註釋) 本條第一項は會社の準備金積立に關する規定なり例へば會社の資本四十萬圓なりとせんか其資本の四分の一即ち十萬圓に達する迄は社員に利益を配當する毎に其利益の二十分の一以上を準備金として積立ざる可らず何となれば利益ありたるとき悉く之を配當し終りて其後損失を受くることあれば忽ち支拂を停止するか如き恐れなからしめんか爲めに外ならず所謂準備金とは會社か多年の損失に備ふるか爲めに利益ある年度に於て貯蓄し置く所の金額の義なり
第二項は額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に關して規定せり此場合には會社か其差額を取得したるは營業上の利益と稱することを得ず從て之を各株主に配當するの必要なし若し之を株主に配當するものとせんか却て株式の投機的取引を獎勵し爲めに生ずる弊害擧て數ふ可らざるに至るや論なし是を以て其額面を越ゆる金額は前項の額即ち會社資本金の四分の一に達する迄之を準備金に組入れざる可らず

第九十五條 會社ハ損失ヲ填補シ且前條第一項ニ定メタル準備金ヲ控除シ

タル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

(註釋) 會社は利益を配當すべきは當然の事なるのみならず亦損失あるときは之を填補すべきは勿論の事たり併しながら會社の資本にして未だ四分の一に達せざる時は社員に配當すべき利益の二十分の一以上の準備金を控除したる後に非されは利益の配當を爲すことを得ず(第一項)若し之に反して利益の配當を爲すときは會社債權者を害するに至る故に本條第二項と會社の債權者は之を返還せしむることを得と規定せる所以なり

第九十六條 會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ第四百四十一條第一項ノ規定

ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後二年以上開業ヲ爲スコト能ハサルモノト認ムルトキハ會社ハ定款ヲ以テ開業ヲ爲スニ至ルマテ一定ノ利息ヲ株主ニ配當スヘキコトヲ定ムルコトヲ得但其利率ハ法定利率ニ超ユル

コトヲ得ス

前項ニ掲ケタル定款ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

(註釋) 本條に所謂「會社の目的たる事業の性質に依り」とは容易に開業に至らざる事業を目的とする會社例へは日本人或港に英國の「アームストロング」會社の如き大造船所を建設するの目的にて會社を設立したるか如き場合を謂ふ斯る大事業を目的とする會社に在りては僅少なる日月にては到底開業を爲すに能はざる者なれば本條は第四百四十一條第一項の規定に據り本店の所在地に於て登記を爲したる後二年以上開業を爲す能はざる者と認むるときは會社は定款を以て開業を爲すに至るまで各株主に對して一定の利息を配當すべき旨を定むることを得へし何となれば金銭は常に利息の附隨すべき者なるに拘はらず株主は株金を拂込みながら長日月間之に對する利息をも得ざるか如き結果を生じ又會社は開業前と雖も爲めに利益を得るを以てなり而して此利率は法定利率に據らざるへからず茲に所謂法定利率とは民法上の法定利率即ち年五分の利息に非ずして商法上の法定利率即ち年六分の利率を謂ふ(第二百七十六條)

第二項の規定は別に説明するの要を見ず

第九十七條 利益又ハ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ爲ス但會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ之ニ異ナリタル定アルトキハ此限ニ在ラス

(註釋) 會社より株主に對して利益又は利息の配當を爲すは定款に依りて拂込みたる株金額の割合に應じて爲さるを得ず然れども會社カ優先株を發行したる場合に於て右の割合に異りたる定めありたるときは優先株主は他の株主に先んじて株金額の配當を要求することを得べき者とす

第九十八條 裁判所ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求ニ因リ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ検査役ヲ選任スルコトヲ得

検査役ハ其調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス此場合ニ於テ裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得本條は法文簡明なるを以て詳説するの要なし

第五節 社 債

第九十九條 社債ハ第二百九條ニ定メタル決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

(註釋) 本條は社債募集に關して規定す

法文に所謂社債とは會社の發行する負債証券例へは借用証文の如き者の類を謂ふ其賦裁は株券又は公債証券の如く一定の式あるのみならず容易に譲渡すを得る一種の流通証券なり蓋し社債なる者は一は會社の營業上の方針に大なる關係を及ぼし一は各株主の受くる利益の配當に影響を及ぼすこと甚なからざるを以て隨意に之を募集することを得べき者に非らず茲に於て平本條は「社債は第二百九條に定めたる決議に依るに非されは」云々と規定したる者とす

第二百條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ス
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ前項ノ金額ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ス

(註釋) 抑も社債なる者は會社か負債を爲すに外ならず故に會社か社債を募集して廣く債權者を求むるに當りては其債權の擔保を確實ならしめ應募者即ち債權者をして後日損失を蒙らしむるか如きことある可らず是本條第一項の規定ある所以なり

而して會社の財産は動もすれば拂込みたる株金額と現存する財産と一定せざる可あり假令は拂込みたる株金額は五十万圓なりしも或損失の爲めに減して現存財産が二十五万圓となりたりとせんか此場合には社債に對する擔保も亦減少して二十五万圓と爲りたる者と謂はざる可らず故に本條第二項は會社に現存する財産か前項の金額に満たざるときは社債の總額は其財産の額を超過することを得ざる者と爲せり而して社債を募集するに付ては最も確實なる標準に據らざるへからず是れ最終の貸借對照表に依り云々と規定する所以なり

第二百一條 各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ス

(註釋) 社債の拂込は株式の拂込の如く一時に全額を拂込と否とによりて區別を存する者に非らず社債の拂込は必ずや一時に之を爲すへきものなるか故に各社債の金額は二十圓を下ることを得ずと規定したり

第二百二條 社債權者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキコトヲ定メタルトキハ其金額ハ各社債ニ付キ同一ナルコトヲ要ス

(註釋) 本條は社債權者即ち貸主に償還すべき金額か券面額に超過すへき旨を定むるときは其金額は各社債に付き異なることを許さずとせり何となれば濫りに各社債に付き償還すべき金額を異にするを許すときは恰も會社か富籤を公行すると擇ふ所なきに至り其結果社會の安寧を害すること決して尠なからざればなり

第二百三條 社債ヲ募集セントスルトキハ取締役ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

- 一 第一百七十三條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項
- 二 會社ノ商號
- 三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其償還ヲ了ヘサル總額
- 四 社債發行ノ價額又ハ其最低價額

五 會社ノ資本及ヒ拂込ミタル株金ノ總額

六 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ノ額

(註釋) 本條は取締役は社債募集に關しては第一號乃至第六號に列記したる事項を公告せざる可らざるの義務ありとの旨を規定したるに過ぎず

第二百四條

社債ノ募集カ完了シタルトキハ取締役ハ各社債ニ付キ其全額ヲ

拂込マシムルコトヲ要ス

取締役ハ前項ノ規定ニ從ヒ全額ノ拂込ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ本店及

ヒ支店ノ所在地ニ於テ第一百七十二條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ登

記スルコトヲ要ス

(註釋) 法文に所謂「社債の募集が完了したるとき」とは會社が必要の金額全部を募集し終りたる場合を謂ふ元來株式會社が社債を募集即ち負債証券を發する所以は他なし金額の必要に迫るか爲めなれば其必要に滿つる所の全額を募集し終れば社債募集の目的を完うしたる者と謂はざるべからず從て後日再び金錢の必要を生したるときは更に又其必要の金額を募集することを得べし然れど

も會社が後日金錢の必要に迫るならんと思像し今日必要を生せざるに拘はらず之を募集するか如きは法律の許さざる所なり故に會社は目下必要なる金額を募集し終りたる場合には株式の拂込みと異なり取締役は各社債に付き必ず其全額を拂込せしめざる可らず若し社債權者にして全額の拂込を爲さざるときは到底社債募集の目的を達する能はざるに依り本條第一項の規定ある所以なり第二項は取締役は全額の拂込を受けたるときは登記を爲すべきの義務ありと規定せり即ち其拂込を受けたる日より起算し二週間即ち十四日以内に本店及び支店の所在地に於て左の事項を登記せざる可らず

第一 各株に付き拂込したる株金額及び拂込の年月日

第二 各株式の取得の年月日

第三 無記名式の株券を發行したるときは其數、番號及び發行の年月日

是なり是を以て本項は「第一百七十二條第三號乃至第六號に掲けたる事項」云々と規定せり然るに第一百七十二條には第一號乃至第五號の規定ありと雖ども第六號の規定なし惟ふに之れ立法者の粗漏より斯る記載をなしたる者なるか若くは官報の誤植なるか二者の内何れか其一に基因せざる可らず夫れ商法は民法に亞く所の一大法典なり然らば鄭重に鄭重を加へざる可らざるに拘はらず斯る

粗漏斯る誤植あるに至ては我立法者の爲めに痛嘆せざる可らず嗚呼

第二百五條 債券ニハ第二百三條第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル事項及ヒ番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百六條 記名社債ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其氏名ヲ債券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(註釋) 前條は無記名式債券即ち負債證書に記載すべき事項其他の要件に付て規定したるも本條は記名社債の讓渡に關する效力を規定せり凡そ社債には二種あり第一記名債券第二無記名債券是なり記名債券とは債券に債權者の氏名を記載したる流通証券を謂ひ無記名債券とは債券に債權者の氏名を記載せざる所の流通証券を謂ふ而して記名社債の讓渡に關して會社其他の第三者に對抗せんと欲するには會社に備付けある所の社債原簿に讓受人の氏名及び其住所を記載し且其氏名を債券に記載したる後に非らざれば讓渡の効力を生ぜざるなり

第二百七條 第一百五十五條ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は記名及び無記名株券に關する第一百五十五條の規定は記名及び無記名債券の場合にも之を準用すべき者と爲したり

第六節 定款ノ變更

第二百八條 定款ハ株主總會ノ決議ニ依リテノミ之ヲ變更スルコトヲ得

(註釋) 株主總會は株式會社の最高機關なるを以て定款は何時にても總會の決議に依りてのみ之を變更することを得へし故に苟も株主總會たる以上は定時總會なるを將た臨時總會なるを問はず定款變更の決議ありたる場合には何時にても變更することを得べきや明かなり

第二百九條 定款ノ變更ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

前項ニ定メタル員數ノ株主カ出席セサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其趣旨ヲ公告

シ更ニ一ヶ月ヲ下ラサル期間内ニ第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要ス
第二回ノ株主總會ニ於テハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ假決議
ノ認否ヲ決ス

前二項ノ規定ハ會社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セス

(註釋) 本條は定款の變更に對する本決議及假決議の方法を規定したる者なり

第一項は定款を變更せんとするときは總株主の半数以上例へば總株主二百人なりとすれば百人以上
上の出席を要すへきは勿論其他會社資本の半額以上に當る株主例へば二十萬圓の資本なるときは
十萬圓以上に當る株主も出席し共に其議決權に加はり過半数即ち多數決を以て變更せざる可らざる
者とせり

第二項は第一項に反し假決議方法に付て規定せり若し株主中に缺席者多きか爲め第一項に掲げた
る員數に満たざるときは現に出席したる株主の議決權の過半数を以て假決議を爲すことを得へし
是れ素より假の決議なるか故に其假決議たる旨を各株主に對して通知し且此場合に無記名式の株
券を發行したるときは其旨を公告せざる可らず何となれば斯る場合には一々之を株主に通ずるこ

とを得ざるか故に止むを得ず公告に據らざるを得ず要するに以上の各場合に於ては更に一ヶ月を
下らざる期間内に第二回の株主總會を招集せざる可らず

第三項は第二回の株主總會に關する規定にして此場合には出席したる株主の議決權の過半数を以
て前に決したる假決議を認む可きや否やに付て之を決す可き者とせり從て第二回の株主總會に
於て假決議を認めたるときは即ち假決議は一變して本決議と爲るや明かなり

第四項は定款を變更したる結果會社の目的たる事業を變更する場合に於ては事重大なるを以て第
二項及び第三項の規定に従はしむることを得ず何となれば前項の規定の如き簡易なる手續に従は
しむるよりも第一項の規定に従はしむるの優れるに如かさるを以てなり

第二百十條 會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非サレハ之ヲ増加スルコトヲ
得ス

第二百十一條 會社ハ其資本ヲ増加スル場合ニ限り優先株ヲ發行スルコトヲ
得此場合ニ於テハ其旨ヲ定款ニ記載スルコトヲ要ス

第二百十二條 會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ定款ノ變更カ優先株主

ニ損害ヲ及ホスヘキトキハ株主總會ノ決議ノ外優先株主ノ總會ノ決議アル
コトヲ要ス

優先株主ノ總會ニハ株主總會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百十三條 會社カ其資本ヲ増加シタル場合ニ於テ各新株ニ付キ第二百二十

九條ノ拂込アリタルトキハ取締役ハ遲滞ナク株主總會ヲ招集シテ之ニ新株
ノ募集ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百十四條 監査役ハ左ニ掲ケタル事項ヲ調査シ之ヲ株主總會ニ報告スル
コトヲ要ス

- 一 新株總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
- 二 各新株ニ付キ第二百二十九條ノ拂込アリタルヤ否ヤ
- 三 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル者アルトキハ其財産ニ
對シテ與フル株式ノ數ノ正當ナルヤ否ヤ

株主總會ハ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコ
トヲ得

第二百十五條 株主總會ニ於テ金錢以外ノ財産ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ不
當ト認メタルトキハ之ヲ減少スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二百二十五條但
書ノ規定ヲ準用ス

第二百十六條 引受ナキ株式又ハ第二百二十九條ノ拂込ノ未済ナル株式アルト
キハ取締役ハ連帶シテ其株式ヲ引受ケ又ハ其拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ
申込カ取消サレタルトキ亦同シ

第二百十七條 會社ハ第二百十三條ノ規定ニ依リテ招集シタル株主總會終結
ノ日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコト
ヲ要ス

- 一 増加シタル資本ノ總額

二 資本増加ノ決議ノ年月日

三 各新株ニ付キ拂込ミタル株金額

四 優先株ヲ發行シタルトキハ其株主ノ權利

前項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ新株券ノ發行及ヒ新株ノ讓渡又ハ其豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第二百十八條 新株ヲ發行シタルトキハ前條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

優先株ヲ發行シタルトキハ其株主ノ權利ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

第二百十九條 第二百二十七條乃至第三百二十條、第四百十條、第四百二十二條及ヒ第四百四十七條第二項ノ規定ハ新株發行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十條 株主總會ニ於テ資本減少ノ決議ヲ爲ストキハ同時ニ其減少ノ方法ヲ決議スルコトヲ要ス

第七十八條乃至第八十條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

以上第二百十條乃至第二百二十條の規定は法文簡明なるを以て説明の要を見ず

第七節 解散

(註釋) 本節は株式會社解散に關する規定なり

第二百一十一條 會社ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

一 第七十四條第一號、第二號、第四號、第六號及ヒ第七號ニ掲ケタル事由

二 株主總會ノ決議

三 株主カ七人未滿ニ減シタルコト

(註釋) 本條は株式會社解散の原因を列記したるに過ぎず

第二百二十二條 前條第二號及ヒ合併ノ決議ハ第二百九條ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

本條は法文明瞭なるか故に説明を省く

第二百二十三條 會社カ合併ヲ爲サント欲スルトキハ其旨ヲ公告シテ株主總會ノ會日前一ヶ月ヲ超エサル期間及ヒ開會中記名株ノ讓渡ヲ停止スルコトヲ得

株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其決議ノ日ヨリ第八十一條ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ株主ハ其記名株ヲ讓渡スルコトヲ得ス

(註譯) 既に説明したる如く本法は舊商法と異なり會社の合併を許したる以上は其合併に際して株主の變更より生ずる弊害と不便とを防がざる可らず是れ本條第一項の規定ある所以なり
第二項に記名株の讓渡のみを禁し無記名株の讓渡を本項の適用外に立たしめたる所以は外ならず無記名株は記名株と異なり其讓渡の容易なるのみならず且何時讓渡されたるや後日に於て之を決定するに困難なるに依り記名株にのみ關して讓渡を禁止せり尤も第八十一條の規定に從ヒ本店の所在地に於て登記を爲したる以後は其讓渡を禁止する必要なを以て本項は登記を爲すまで云々と規定したる者とす

第二百二十四條 會社カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外取締役ハ遲滞ナク株主ニ對シテ其通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百二十五條 第七十六條及ヒ第七十八條乃至第八十二條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

以上二ヶ條は法文簡明なるを以て説明するに及ばず

第八節 清算

第二百二十六條 會社カ解散シタルトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外取締役ハ清算人ト爲ル但定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ株主總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ヲキトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ

因り清算人ヲ選任ス

(註釋) 清算は會社が解散したる後に行ふ可き者なりと雖も何人か清算人と爲るか法律に於て之を指定せざる時は清算の名ありて其實を行ふ者なきに至る故に會社が解散したるときは合併及び破産の場合を除き其他は總て取締役當然其清算人と爲る者とせり蓋し會社が合併に因りて解散したる場合には其權利義務の關係は合併に因りて設立せられたる會社なると將た合併後存留する會社なるとを論せず總て之を承継すべきを以て別に清算を爲すの必要を生せず株式会社破産の場合にも合名會社に關する第八十六條の規定と同しく別に清算を爲すの必要生ぜざればなり然り而して清算人の職務は會社解散後に於て會社の殘務を處理する者なれば當に算筆の連者なる者のみならず會社の業務に成へく熟達經驗ある人を要するか故に取締役以外に之を採擇するも敢て不可なく否不却て或は其適任者を得ると稱ならず是れ本條但書の規定ある所以にして定款に別段の定あるか又は株主總會に於て取締役以外の者と雖も清算人に選任することを得べき者と爲したるに外ならざるなり

第二項は別に説明を要せずして明かなれば之を省略し唯利害關係人なる字句に付て一言せん所謂利害關係人とは會社の債權者若くは株主の如き者を謂ふ

第二百二十七條 清算人ハ就職ノ後遲滯ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二百五十八條第二項及ヒ第九十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十八條 株主總會ニ於テ選任シタル清算人ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ監査役又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求ニ因り清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二百二十九條 殘餘財産ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス但會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ之ニ異リタル定アルトキハ此限ニ在ラス

第二百三十條 清算事務カ終ハリタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二百五十九條第二項及ヒ第九十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

以上第二百二十七條乃至第二百三十條ノ規定ハ説明を要せざる條項ナリ

第二百三十一條 總會招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スルトキハ清算人ハ其決議ノ無効ノ宣告ヲ請求スルコトヲ要ス

(註釋) 本條は總會招集ノ手續及ヒ其決議ノ方法カ無効に歸する場合にして左の如し

第一 特別の法令に反するとき

第二 株式會社の定款に反するとき

是なり要するに以上の場合に於ては株主より請求を爲すと能ざる事情あるを以て清算人より裁判所に對して其決議の無効の宣告を請求せざるべからざる者とす

第二百三十二條 會社カ事業ニ著手シタル後其設立ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキハ解散ノ場合ニ準シテ清算ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ裁判

所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第二百三十三條 會社ノ帳簿其營業ニ關スル信書及ヒ清算ニ關スル一切ノ書類ハ本店ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ爲シタル後十年間之ヲ保存スル

コトヲ要ス其保存者ハ清算人其他ノ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ選任ス

(註釋) 前條及び本條の規定は合名會社の清算に關する第百一條及び第百二條の規定と殆んど法理上同一の解釋を要すへきに依り茲に詳説するの要なし

第二百二十四條 第八十四條、第八十九條乃至第九十三條、第九十五條、第九十七條、第九十九條、第一百五十九條、百六十條、第百六十三條、第百七十六條乃至條第七十八條、第百八十一條、第百八十三條乃至第百八十五條、第百八十七條及ヒ民法第七十九條、第八十條ノ規定ハ株式會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は合名會社の清算に關する第八十四條第八十九條乃至第九十三條第九十五條第九十七條第九十九條の規定及び株式會社の臨時總會招集に關する第五百五十九條、資本の十分の一以上に當る株主の總會招集に關する第六十條總會招集の手續又は其決議の方法の無効の宣告に關する第六十三條取締役か法令、定款に反する場合に於ける損害賠償に關する第七十六條乃至株式會社より取締役に對して訴を提起することを得る第七十八條、監査役に關する第八十一條第一百八十三條、第八十五條第八十七條及び法人に關する民法第七十九條、第八十條の規定は株式會社の清算の場合にも之を準用すべき者と規定したるに過ぎず

第五章 株式合資會社

(總說) 抑も株式合資會社なる者は本邦從來の商事に關する諸法令中に於て未だ發見せざるのみならず舊商法々典中に於ても亦之か規定なかりき然れも本邦は晚近商業社會の發達に伴ひ便宜上株式合資會社なる者を認めざる可からざるの必要を惹起し佛蘭西、獨逸等の立法例に倣ひ以て本章の規定を爲せり蓋し合資會社の社員か往々不便を感ずるところは其持分を融通するの困難なるにあり又株式會社の株主か往々不便を感ずるは會社を代表し其業務を執行するの任に當る者か會社なり

と休戚を共にするの決心不十分なるにあり茲に於て乎以上の不便を免かれしむるか爲めには合資會社と株式會社とを相互に折衷し一種の會社即ち株式合資會社なる者の組織を許すの必要あればなり

第二百二十五條 株式合資會社ハ無限責任社員ト株主トヲ以テ之ヲ組織ス

(註釋) 本條は株式合資會社の組織に關する規定なり即ち無限責任社員と株主の二者を以て組織せらるる會社は株式合資會社に外ならず例へば無限責任社員のみにして株主なき時は合名會社と稱するとを得へきも株式合資會社と謂ふことを得ず又株主のみにして無限責任社員なきときは株式會社と稱するとを得へきも株式合資會社と稱するとを得ざるなり蓋し本條を設けたる所以は他なし一方に於ては信用すべきの實際家をして無限の責任を負擔して以て營業の局に當らしめ他方に於ては自ら營業の局に當るを好まざる多數の資本家をして單に資本を供出し且其資本を株式と化し以て融通に便ならしむるの必要あり故に株式合資會社の組織は無限責任社員と株主との二者共に缺くへからざる者にして恰も鳥の双翼車の兩輪の如き關係あればなり

第二百二十六條 左ノ事項ニ付テハ合資會社ニ關スル規定ヲ準用ス

- 一 無限責任社員相互間ノ關係
 - 二 無限責任社員ト株主及ヒ第三者トノ關係
 - 三 無限責任社員ノ退社
- 此他株式合資會社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外株式會社ニ關スル規定ヲ準用ス

(註釋) 本條は株式合資會社には一は合資會社の規定を準用すべき者とし且準用す可き事項を列記し一は或例外の場合を除くの外は株式會社の規定を準用すべき者と爲したるに過ぎず是れ株式合資會社は株式會社と合資會社とを折衷して之を組織したるを以てなり

第二百三十七條 無限責任社員ハ發起人ト爲リテ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

- 一 第二百二十條第一號、第二號、第四號、第六號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項
- 二 株金ノ總額

三 無限責任社員ノ氏名、住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ種類及ヒ價格又ハ評價ノ標準

(註釋) 本條以下六條の規定は株式合資會社の設立に關する規定にして就中本條は其發起の中心と爲るべき者及び定款に列記すべき事項を規定せり而して定款に列記すべき事項即ち第一號乃至第四號の事項は簡明なれば説明の要なきも無限責任社員は何故に當然發起人と爲りて定款を作るとを得べきやと謂ふに些か辯明の要あり夫れ株式合資會社の經濟上の目的は資本と技能とを相互に融和せしむるにあり而も資本は廣く之を募集すれば得難きに非らずと雖も技能に至ては資本と異なり決して得易き者に非らず果して然らば株式會社の無限責任社員は何等の決議を俟たず當然發起人と爲ることを得べき者と爲さざる可らず況んや無限責任社員中には技能に加ふるに信用を以てすべき者ある以上は募集に依て之を得可き性質を有する者に非らざるに於てをや

第二百三十八條 無限責任社員ハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

株式申込證ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 第二百二十八條、第二百二十六條第二項第一號、第四號及ヒ前條ニ掲ケ

タル事項

二 無限責任社員カ株式ヲ引受ケタルトキハ其各自カ引受ケタル株式ノ數

(註釋) 本條第一項は無限責任社員は株主を募集するの義務ある旨を明にせり即ち株式合資會社は株式會社と異なり發起人カ株式の總數を引受くるときは株式合資會社の組織と相抵觸するを以て必ずや株主を募集せざる可らざる者と爲したるに外ならざるなり

第二項の規定は株式申込証に記載すべき事項を列記したる者にして左の如し

甲、株式會社の定款に記載すべき特別事項に關する第二百二十二條、株式會社の株式申込証に記載すべき事項に付て規定したる第二百二十六條第二項第一號、第四號、及び前條に列記したる事項は株式合資會社の株式申込証にも記載すべき者とす

乙、無限責任社員即ち株式合資會社の發起人は自ら引受けたる株式あるときは其各自カ引受けたる株式の數を株式申込証に記載すべき者とす

第二百三十九條 創立總會ニ於テハ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

無限責任社員ハ監査役ト爲ルコトヲ得ス

(註釋) 株式合資會社は株式會社と異なり(株式會社に在りては取締役なる者ある)無限責任社員カ當然其會社を代表して會社の業務を執行すべき者なれば創立總會に於ては無限責任社員を監督するが爲めに監査役を選任するにあり換言すれば株式合資會社の無限責任社員と株式會社の取締役とは殆んど同一の職務を有する者なれば監査役を選任し以て其無限責任社員を監督せしむるにあり
第二項は株式合資會社に在りては無限責任社員は會社を代表して其業務を執行すべき者なるを以て之に對して監督の地位に立つべき監査役たることを禁したり若し之に反して監査役たることを得べき者とせんか法理上自己の職務を自己カ監督すると爲り監督の名ありて其實なきに至り到底名實の完備得て望むべからざるや炳然として火を觀るよりも明かなればなり

第二百四十條 無限責任社員ハ創立總會ニ出席シテ其意見ヲ述フルコトヲ得
但株式ヲ引受ケタルトキト雖モ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

無限責任社員カ引受ケタル株式其他ノ出資ハ議決權ニ關シテハ之ヲ算入セ
ス

前二項ノ規定ハ株主總會ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は無限責任社員は創立總會及び株主總會に出席して意見を開陳するの権利あるも之に反して其議決權に付ては如何なる場合と雖とも加ふることを得ざる者とせり而して第二項は第一項の規定より胚胎する當然の結果たるに過ぎず

第二百四十一條 監査役ハ第二百二十四條第一項及ヒ第二百二十七條第四號ニ

掲ケタル事項ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

第二百四十二條 會社ハ創立總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ

所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第二百十條第一號、第二號、第四號、第七號及ヒ第四百一十一條第一項第二號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 株金ノ總額

三 無責任社員ノ氏名、住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ種類及ヒ財産ヲ目的トスル出資ノ價格

五 會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メタルトキハ其氏名

六 監査役ノ名住所

第二百四十三條 會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ニハ株式會社ノ取締役ニ關スル規定ヲ準用ス但第百六十四條乃至第百六十八條、第百七十五條及ヒ第七十九條ノ規定ハ此限ニ在ラス

第二百四十四條 合資會社ニ於テ總社員ノ同意ヲ要スル事項ニ付テハ株主總會ノ決議ノ外無限責任社員ノ一致アルコトヲ要ス

第二百九條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百四十五條 監査役ハ無限責任社員ヲシテ株主總會ノ決議ヲ執行セシムル責ニ任ス

以上第二百四十一條乃至第二百四十五條の規定は簡明なるを以て説明を省く

第二百四十六條 株式合資會社ハ合資會社ト同一ノ事由ニ因リテ解散ス但第八十三條ノ場合ハ此限ニ在ラス

(註釋) 本條は株式合資會社解散に關する規定なり即ち株式合資會社の解散事由は「已むことを得ざる」云々と規定したる第八十三條の場合を除く外に於て合資會社の場合に於けると同一の事由に因りて解散す可へき者と爲したり

第二百四十七條 無限責任社員ノ全員カ退社シタル場合ニ於テ株主ハ第九條ニ定メタル決議ニ依リ株式會社トシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得此場合ニ於テハ株式會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス

第一百八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條は株式合資會社の無限責任社員の總員カ退社したる場合に於ては株式會社として會社を繼續することを得へき者とせり元來株式合資會社は無限責任社員と株主とに依りて組織せらるゝを以て其結果として無限責任社員を除くときは株式會社と異なることなし故に本條は定款變更に關

する第二百九條の決議に依り會社を繼續することを得と規定せり從て此場合に於ては株式會社の組織に必要なる事項を決議せざる可らず

第二項の規定は簡明なるを以て説明の要なし

第二百四十八條 會社カ解散シタルトキハ合併、破産又ハ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合ヲ除ク外清算ハ無限責任社員ノ全員又ハ其選任シタル者及ヒ株主總會ニ於テ選任シタル者之ヲ爲ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

無限責任社員カ清算人ヲ選任スルトキハ其過半數ヲ以テ之ヲ決ス

株主總會ニ於テ選任スル清算人ハ無限責任社員ノ全員若シハ其相續人又ハ其選任スル者ト同數ナルコトヲ要ス

第二百四十九條 無限責任社員ハ何時ニテモ其選任シタル清算人ヲ解任スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ清算人ノ解任ニ之ヲ準用ス

第二百五十條 第一百二條ノ規定ハ株式合資會社ノ無限責任社員ニ之ヲ準用ス

第二百五十一條 清算人ハ第二百二十七條第一項及ヒ第二百三十條第一項ニ

定メタル計算ニ付キ株主總會ノ承認ノ外無限責任社員全員ノ承認ヲ得ルコ

トヲ要ス

第二百五十二條 株式合資會社ハ第二百四十四條ノ規定ニ從ヒ其組織ヲ變更

シテ之ヲ株式會社ト爲スコトヲ得

第二百五十三條 前條ノ場合ニ於テハ株主總會ハ直チニ株式會社ノ組織ニ必

要ナル事項ヲ決議スルコトヲ決ス其總會ニ於テハ無限責任社員モ亦其引受

クヘキ株式ノ數ニ應シテ議決權ヲ行フコトヲ得

第七十八條及ヒ第七十九條第一項、第二項ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用

ス

第二百五十四條 會社ハ組織變更ニ付キ債權者ノ承認ヲ得又ハ第七十九條第

二項ニ定メタル義務ヲ履行シタル後二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ

於テ株式合資會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ株式會社ニ付テハ第四百十一

條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

以上第二百四十八條乃至第二百五十四條の規定は法文簡明なるを以て茲に説明せず

第七章 外國會社

(總説)、本章は舊商法に規定せざりし所なりと雖も本法は近世歐洲諸邦の立法例に倣ひて之を規定したる者なり

晚近本邦は國運の進歩と共に各締盟國との交通日に頻繁と爲り加ふるに改正條約實施の曉は或は本邦に於て外國會社の株式を發行することあり或は外國會社にして本邦に支店又は本店を設立し盛に商業を營むとあり或は外國會社の代表者か本邦の公の秩序又は善良の風俗を害することあり若し夫れ斯る場合に於て外國の會社に對して至適の制限なかりせば日本人と外國人との取引上不

便掛なからざるのみならず常に紛争絶へ間なく其結果本邦の安寧秩序を害するに至るや疑なし是れ本章の規定ある所以なり

元來外國會社に關する規定を設くるに方りては立法上二主義あり第一外國會社は全く内國會社と同一の規定を適用す可き者との主義第二外國會社は其本國法に従ふ可き者にして内國會社に關する規定を適用す可らずとの主義是なり今此二主義に就て短評を試むれば即ち第一の主義は外國人を視て夷狄と爲し私權と雖も内國人同様に之を附與することを許さざりし時代に於ては行はれたるも近世の如く内外國人平等の主義(民法第二條及び拙著民法義解上卷第九頁參照)を以て原則と爲したる社會に於ては内國會社に關する規定は總て外國會社にも適用する者と爲さんか其結果外國會社の成立を認めざると殆んど擇ふ所なきに至る第二の主義は動もすれば放任に流れ易く殊に内國會社に對して詳細の規定を設けて嚴重に之を監督するの上に於て權衡を失するか故に本國法にのみ従はしむることを得ず果して然らば以上の二主義は何れも極端たるの批難あるを免かれず茲に於て平本法は以上の二主義を折衷し即ち或制限の下に於て内國會社に關する規定を外國會社にも波及し以て之を適用す可き者と爲したるに外ならざるなり

第二百五十五條 外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ日本ニ成立スル同

種ノモノ又ハ最モ之ニ類似セルモノト同一ノ登記及ヒ公告ヲ爲スユトヲ要ス

右ノ外日本ニ支店ヲ設ケタル外國會社ハ其日本ニ於ケル代表者ヲ定メ且支店設立ノ登記ト同時ニ其氏名、住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十二條ノ規定ハ外國會社ノ代表者ニ之ヲ準用ス

(註釋) 本條第一項は外國會社カ日本に支店を設立したる場合に關して規定せり例へば英國の或合名會社カ其支店を日本に設けたりとせんか此場合には日本に成立する同種即ち合名會社に關する規定に従ひて登記及び公告を爲すか如し或は合資會社、株式會社、株式合資會社等の場合には本法に規定せる合資會社、株式會社、株式合資會社等の種類に従ひて登記及び公告を爲さざる可らざるが如き是なり其他外國の會社は往々國々の状態に依り其規定を異にすることあり例へば甲國と乙國とは會社の種類同一なりと雖も丙國とは其種類を異にするか如し故に或國の會社の種類と本邦の會社の種類とは往々適合せざる所あるを以て斯る場合には日本に成立する會社中最も之に類似せる者を標的として登記及び公告を爲さざる可らず

第二項は日本に支店を設けたる外國會社の日本に於ける代表者を定め且第一項の規定に據り支店設立の登記と共に代表者の氏名及び住所を登記すべきこと爲したり

第三項は合名會社を代表すべき社員に關する第六十二條の規定は外國會社にも之を準用すべきこと爲せり再言すれば外國會社の日本に於ける代表者の代理權限及び代表者が職務を行ふに付き他人に加へたる損害に關する會社の責任を明かにしたるに過ぎざるなり

第二百五十六條 前條第一項及び第二項ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項カ外國

ニ於テ生シタルトキハ登記ノ期間ハ其通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第二百五十七條 外國會社カ始メテ日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ其支店ノ所

在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ第三者ハ其會社ノ成立ヲ否認スルコトヲ得

(註釋) 前條及び本條は詳説するの要なきが故に一言以て之を蔽へは前條は第二百五十五條に定めたる登記を爲すべき期間の起算點を規定し本條は日本に始めて支店を設けたる外國會社か登記を爲さる結果を規定したり要するに前條は民法第四十九條第一項但書の例に準し本條は民法第四十九條第二項の例に準して之を規定したる者とす

第二百五十八條 日本ニ本店ヲ設ケ又ハ日本ニ於テ商業ヲ營ムヲ以テ主タル

目的トスル會社ハ外國ニ於テ設立スルモノト雖モ日本ニ於テ設立スル會社ト同一ノ規定ニ從フコトヲ要ス

第二百五十九條 第四百七十七條、第四百四十九條、第五百十條、第五百五十五條第一

項、第二百六條、第二百七條及び第二百十七條第二項ノ規定ハ日本ニ於テスル外國會社ノ株式ノ發行及ヒ其株式若クハ社債ノ讓渡ニ之ヲ準用ス 此場合ニ於テハ始メテ日本ニ設ケタル支店ヲ以テ本店ト看做ス

第二百六十條 外國會社カ日本ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テ其代表者カ會社ノ業務ニ付キ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其支店ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得 以上第二百五十八條乃至第二百六十條は一讀明瞭なれば説明の要を見ず

第七章 罰則

(註釋) 凡そ會社の組織は公益及び私益に重大なる關係を及ぼすを以て相當の制裁を科するの要あり然らすんは會社の信用を失墜し其弊や延て一般商業社會の利益を害するに至るを以てなり故に本章は本編中公の秩序に關する規定に違反したる者に對して科すべき制裁を規定す而して其制裁たるや私法上の制裁にして刑法上の制裁に非らず何となれば商法は民法の例外法にして私法の一部なればなり然れども發起人、會社の業務を執行する社員、取締役、外國會社の代表者、監査役又は清算人等にして刑法に違反したるときは固より刑法上の制裁は免かる可らざるや炳然として明かなり

第二百六十一條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處セラル

- 一 本編ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 二 本編ニ定メタル公告若クハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若クハ通知ヲ爲シタルトキ

三 本編ノ規定ニ依リ閱覽ヲ許スヘキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閱覽セシメサリシトキ

四 本編ノ規定ニ依ル調査ヲ妨ケタルトキ

五 第四十六條ノ規定ニ違反シテ開業ノ準備ニ著手シタルトキ

六 第二百二十六條第二項及ヒ第二百二十八條第二項ノ規定ニ反シ株式申込證ヲ作ラス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

七 第四百十七條第一項又ハ第二百十七條第二項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ發行シタルトキ

八 株券又ハ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

九 定款株主名簿、社債原簿、總會ノ決議録、財産目錄、貸借對照表、營業報

告書、損益計算書及準備金並ニ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案ヲ本店若クハ支店ニ備ヘ置カス之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

十 第七十四條第一項又ハ第九十八條第二項ノ規定ニ反シテ株式總會ヲ招集セザルトキ

第二百六十二條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處セラ

一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

二 第七十八條乃至第八十條ノ規定ニ違反シテ合併、會社財産ノ處分、資本ノ減少又ハ組織ノ變更ヲ爲シタルトキ

三 検査役ノ調査ヲ妨ケタルトキ

四 第一百五十五條第一項ノ規定ニ反シ株式ヲ取得シ若クハ質權ノ目的ト

シテ之ヲ受ケ又ハ同條第二項ノ規定ニ違反シテ之ヲ消却シタルトキ

五 第一百五十五條第一項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ無記名式ト爲シタルト

キ

六 第七十四條第二項又ハ民法第八十一條ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請

求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

七 第九十四條ノ項定ニ反シ準備金ヲ積立テス又ハ第九十五條第一

項若クハ第九十六條ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキ

八 第二百條ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シタルトキ

九 第二百六十條ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シタルトキ

十 民法第七十九條ノ期間内ニ或債權者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ第九十五條ノ

規定ニ違反シテ會社財産ヲ分配シタルトキ

(註釋) 前條及び本條は如何なる人に對して過料を科す可きや其場合及び過料の額を定めたる者なり再言すれば前條は五圓以上五百圓以下の範圍内に於て科す可き事項を列記し本條は前條に比すれば稍々重大なる關係あるを以て從て其過料の額も増加し即ち十圓以上千圓以下の範圍内に於て科す可き事項を列記したるに外ならざるなり

第三編 商行為

(總說) 本編は商行為に關する通則及び各種の商行為を規定したる者にして之を別て十章と爲す即ち第一章總則、第二章賣買、第三章交互計算、第四章匿名組合、第五章仲立營業、第六章問屋營業、第七章運送取扱營業、第八章運送營業、第九章寄託、第十章保險是なり
然り而して本法に所謂商行為は舊商法典に所謂商事契約より廣濶なる意義を有し商事上の契約は勿論商事に關する單獨行為をも一切包含す可き者とす

第一章 總則

(註釋) 本章は各種の商行為に共通すべき規定なり
第二百六十三條 左ニ掲ケタル行為ハ之ヲ商行為トス

- 一 利益ヲ得テ讓渡ス意志ヲ以テスル動産、不動産若クハ有價證券ノ有價取得又ハ其取得シタルモノノ讓渡ヲ目的トスル行為
- 二 他人ヨリ取得スヘキ動産又ハ有價證券ノ供給契約及ヒ其履行ノ爲メニスル有價取得ヲ目的トスル行為
- 三 取引所ニ於テスル取引
- 四 手形其他ノ商證券ニ關スル行為

(註釋) 本條は絶對的商行為の何たるやを列記したる者にして左の如し

第一、法文に所謂「利益を得て讓渡す意思を以てする動産、不動産若くは有價證券の有價取得」とは賣買、交換等に據り動産、不動産若くは有價證券を讓渡す場合を云ふ (甲)例へば價額百圓なる動産又は不動産を百五十圓に賣らんと欲するの意思にて買ひ求めたるに拘らず不幸にも價額下落し爲めに八十圓にて之を賣却し即ち二十圓の損失を招きたる場合と雖も尙は商行為と稱す